
◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号～議案第26号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第1、議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定についてから日程第26、議案第26号 平成24年度長南町ガス事業会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。2日目です。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定についてから議案第26号 平成24年度長南町ガス事業会計予算についてまで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定についてでございますが、全国的に暴力団排除に対する機運が高まり、各都道府県すべてで条例を制定、施行され、本町でも反社会的勢力である暴力団から町民を守り、安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町行政改革推進委員会設置条例の制定について、議案第3号 長南町健康づくり推進協議会設置条例の制定について、議案第4号 長南町介護保険運営協議会設置条例の制定について及び議案第5号 長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定についてでございますが、いずれも組織の設置について地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新規に条例として制定をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 長南町建設委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本委員会は町長の諮問機関として総合計画など、町づくりを総合的に調査、審議するために設置されているものですが、名称と所掌事務との間に生じている相違を解消するため、本委員会の名称の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、休暇の管理を曆年から年度管理に切りかえるための所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、現給保障者に対する所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は地方税法の一

部を改正する法律ほか、関連法令が平成23年12月2日及び同年12月14日に公布されたことに伴い、長南町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、都道府県たばこ税から市町村たばこ税への移譲に伴う、町たばこ税の税率の改正及び退職所得の個人住民税における10%の税額控除の廃止、また、東日本大震災関連として雑損控除等の適用期間の延長及び本震災の復興等に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用を確保するための緊急措置として、平成26年から10年間に限り個人町民税の均等割の税率を現行の3,000円に500円を加算して3,500円とするものでございます。

次に、議案第10号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法に基づき介護保険事業計画に合わせて3年を1期として見直すこととされております。平成24年度から平成26年度までの第5期の介護保険料につきましては、介護保険運営協議会において協議を行う中で、第5期基準額を月額4,800円、年額にすると5万7,600円とした保険料とすることに当たり、介護保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、組合の組織団体である銚子市及び松戸市から共同処理事務の追加依頼があったことに伴い、組合規約の一部を改正することについて協議をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 長南町道路線の変更については、町道米満31号線、町道小生田3号線、町道佐坪37号線、3路線の改良工事及び県道の歩道整備工事の完了に伴い、起終点の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、平成23年度に計画いたしました事務事業は、ほぼ順調に推移しております。補正概要につきましては、人件費及び事務事業の執行にかかる精算、地域農業推進基金、福祉振興基金などの積立金を主に計上させていただくものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、地上デジタル放送無線共聴施設設置事業や地域公共交通総合計画策定事業の精算見込みにより減額補正を、民生費では、障害者自立支援法に基づく介護給付費等、扶助費や補装具給付費、国民健康保険特別会計への繰出金にかかる経費の増額、子ども手当や地域人材育成事業の委託料、療養給付費負担金や介護保険、後期高齢者特別会計への繰出金については精算に伴う減額補正を、衛生費では子ども医療費扶助にかかる経費の増額補正と特定健診等委託料や新ワクチンが開発され、採用されたため、廃止となった新型インフルエンザ予防接種費用負担軽減事業、さらに、合併浄化槽設置事業や広域市町村圏組合の保健衛生費負担金の減額補正を、農林水産業費では営農組合機械整備事業やかんがい排水事業補助金などの追加補正を、土木費では、道路改良工事、橋梁改良工事等の精算に伴う減額補正を、教育費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金や就学援助費等、各種事務事業の精算による減額補正を、諸支出金では制定後2年目となりました地域農業推進基金や財政調整基金、福祉振興基金及び過疎地域自立促進特別事業基金、さらに奨学基金に積み立てる経費を、また、歳入におきましては、普通交付税と市町村交付金等の諸収入の増額を、また、ゴルフ場利用税や地方特例交付金の最終見込みによる減額、子ども手当負担金や地上デジタル放送の受信環境整備事業補助金などの精算に伴う国庫支出金の減額及び南郷橋橋梁整備事業や学習支援指導員配置事業の精算に伴う地域づくり基金、住民に光をそぞろ基金の繰入金の減額を、利根里線道路改良事業などの充当事業の精算による過疎対策事業債の減額等により補正予算を編成したところでございます。

なお、国の第4次補正予算による子ども手当システム改修事業及び坂本、利根里地区の基盤整備事業の一部につきましては、平成24年度に繰り越しをさせていただきたく、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳出において決算を見込む中、保険給付費の補正及び保健事業費の精算並びに財政調整基金への積み立てを、歳入においては、これに伴う国庫支出金及び共同事業交付金の減額を、療養給付費等交付金の増額並びに繰入金の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、決算を見込む中、保険料及び広域連合への納付金の減額等の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、総務管理費のうち平成23年度当初の一般職の人事異動に伴う人件費の減額、保険給付費のうち施設介護サービス給付費中、介護療養型医療施設サービスを行っている事業者がサービスを取りやめたことによる給付費の減額のほか、介護予防事業費の精算に伴う減額、平成22年度超過交付となった国・県支出金の返還金について総額7,462万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出では主に光熱水費、委託料、工事請負費の精算による減額補正をお願いし、歳入では事業収入における墓所使用料の減額により財政調整基金繰入金の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、圈央道関連工事に伴う精算のほか、歳出では定期昇給に伴う人件費の追加を、歳入では前年度からの繰越金の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第19号 長南町ガス事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収入については工業用のガス使用量減による減額を、また、支出については原ガス購入費、委託作業費、消耗品の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算についてでございますが、平成24年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針及び長南町第4次総合計画や過疎地域自立促進計画に基づき、限りある財源の確保に努めるとともに、施策の優先順位を明確にし、後世に誇れる町づくりに取り組む予算を編成させていただきました。

まず、歳出における主なものといたしましては、総務費では、平成23年度から引き続き地上デジタル放送難視地域の対応策として無線共聴施設の設置経費を、防災行政無線デジタル化事業経費、新しい公共交通システムにより効果的、効率的な利用頻度の高いサービスを目指す新公共交通システム運行業務の委託経費、土地現況図の修正を行い、住宅比準割合の見直す土地現状図作成、宅地比準割合算出業務委託経費及び千葉県知事、長南町農業委員会委員、それぞれの選舉にかかる経費を計上いたしました。

民生費では、障害者福祉として重度障害者に対する医療費助成や障害者自立支援法に基づく介護給付費等の扶助費を計上し、障害者の自立支援の推進を図ってまいります。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会へ活動費を助成し、より一層の高齢者への配慮、介護サー

ビスなどの充実に努めてまいります。

老人福祉費につきましては、23年度に引き続き県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、介護従事者の育成を図ってまいります。

また、介護保険については、介護保険料の急激な上昇を抑制するための費用を計上いたしました。

保育所については、子供に対する安心・安全な保育環境を整備するため、遊戯室の基本実施設計委託に対する経費を計上いたしました。

衛生費では、各種検診事業について、なお一層の充実を図り、町民の疾病予防や健康づくりに努め、予防接種においては新しく高齢者肺炎球菌予防接種事業の経費を計上し、子供からお年寄りまで住民のさらなる健康増進を推進してまいります。

農林水産業費では、昨年度から引き続きまして農山漁村活性化プロジェクト支援事業として、利根里地区のほ場整備事業にかかる経費を計上いたしました。

また、営農組織や認定農業者及び大規模農家への新たな補助制度等による支援強化を図り、耕作放棄地の解消や農業の担い手を確保する中で農地の集積による土地利用の推進に努めてまいります。このように推進を図る営農組織などに対して、施設整備などの経費を助成するための地域農業推進基金への積立金も計上いたしました。

農地・水・環境保全向上対策から名称を変更した農地・水保全支払事業による農地や農業用施設などの農村環境の保全を支援し、永続的な農業の維持と魅力ある農業を目指し、今後も引き続き支援をしてまいります。

次に、商工費では、町商工会への補助をはじめ、商工業の活性化を図るため利子補給金を交付し、魅力ある町づくりに努めてまいります。また、今年度につきましては、緊急雇用創出事業による野見金公園などの公園施設の維持整備に関する経費を計上いたしました。

次に、土木費では、利根里線の道路改良工事につきましては、23年度に引き続き圏央道の工事や基盤整備事業との整合性を図りながら、国庫補助道路改良事業として予算を計上いたしました。また、緊急車両も通行できない狭隘な道路の解消を図るため、生活道路の改良整備についても進めてまいります。

そのほか、橋の関係では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、水沼地先の宮田橋のかけかえ工事を行うなど、計画的に橋梁修繕を行ってまいります。

耐震化の推進では、一般住宅の耐震化を進めるため、診断経費の一部を助成する経費を計上いたしました。

教育費では、子供の個性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむ教育に重点を置き、各小・中学校に学習支援指導員を配置し、児童・生徒の学力の向上、きめ細かな教育を推進するための経費や中学校における生徒指導対策としての学習支援指導員を配置することにより、中学生の就学支援を図る経費を計上いたしました。きらり輝く長南っ子事業では、全児童・生徒の基礎学力の向上や合同芸術観賞会、伝統芸能や文化の体験事業など、特色ある教育活動を展開してまいります。また、国際感覚、国際理解の基礎づくりである国際理解教育事業や海外交流研修事業についても、引き続き予算計上をさせていただきました。

社会教育におきましては、さわやか子育て教育、わくわく体験クラブ、高齢者教室を開催するなど、より充実した生涯学習の機会を提供してまいります。

さらに、国指定重要文化財である笠森観音堂における耐震対策としての補助金を計上させていただきました。

体育・スポーツの振興では、町民の健康づくりや体力の向上を目指すため、町体育協会活動費をはじめ、水泳教室などの各スポーツ教室に対しての活動費を計上させていただきました。

続いて、歳入でございますが、平成24年度の地方交付税、地方譲与税などは、ほぼ23年度程度と見込んでおりますが、ゴルフ場利用税交付金については景気の低迷により減少が予想されているところです。

一方、町税においては一部の法人の業績改善が見込まれるもの、個人所得税は景気の低迷により減少する見込みであり、自主財源の確保は依然厳しい状況にあります。このような状況の中、当初予算編成におきましては、なるべく基金や起債に依存しない財政運営を基本としたところですが、住民サービスを維持しつつ、新規事業も取り組んでいくため、財政調整基金をはじめとした各基金からの繰入金と財源不足を補う臨時財政対策債及び過疎対策事業債等を借り入れて予算措置させていただいたところでございます。これにより、平成24年度一般会計当初予算は前年度に比較し0.9%増の41億8,000万円をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険は被保険者が適切な医療を受けることができるよう、また、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成事業により、生活習慣病の予防改善や健康増進を図ると同時に、会計の健全な運営に努めてまいります。

なお、被保険者の受診回数や1人当たりの医療費は上昇傾向にあるものの、保険給付費全体では安定した状態にあることから、予算総額は前年度比0.5%、530万円増の11億5,350万円をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 長南町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会がこの2月15日に開催され、平成24年度及び25年度の保険料率が決定され、それに伴い、平成24年度の特別会計予算が可決されたところでございます。これによりまして、予算総額は前年度比1.5%、150万円増の9,750万円をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 長南町介護保険特別会計予算については、高齢化の進展や利用者の重篤化に伴う保険給付費の伸びへの対応のほか、介護予防のための健康づくり高齢者施策を引き続き実施するとともに、包括支援センター業務の充実を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。これにより、本年度の予算額は前年度に比較し5.3%、5,530万円増の11億920万円をお願いするものでございます。

なお、歳入においては保険給付費の伸びに伴う介護保険料の大幅な伸びを抑制するため、一般会計から5,000万円の繰り入れを行い、予算編成をしているところでございます。

次に、議案第24号 長南町笠森霊園事業特別会計予算につきましては、墓所使用者の利便性と施設機能の充実を図るため、墓所通路の暗渠排水工事などを実施するとともに、事業収入が減収傾向にあることから、今後もより一層の事業の適切な管理運営に努めてまいります。これにより、平成24年度の歳入歳出予算は、前年度に比較し8.6%減の6,270万円をお願いするものでございます。

次に、議案第25号 平成24年度農業集落排水事業特別会計予算につきましては、工事着工以来18年が経過し、ようやく償還金のピークも過ぎてまいりましたが、今後とも施設につきましては適切な維持管理に努めてまいります。

今回、圏央道建設に伴う移設補償工事も、昨年度より1カ所少ない2カ所となり、前年度より1,020万円減となり、予算総額は2億3,600万円をお願いするものでございます。

最後に、議案第26号 長南町ガス事業会計につきましては、一般住宅用をはじめとした小口事業における販

売量は景気の低迷及び震災の影響により、前年度より24万立方の減少となります。大口供給につきましては1社ふえることから、前年度より170万立方の増量となり、ガス供給量全体では888万立方メートルを見込んでおります。

収益的支出については、大口供給による原ガス購入費等の増により、前年度比14.9%増の予算編成をさせていただき、年度末収益については、より一層の経費節減に努める中、216万1,000円の利益を見込んでおります。

資本的支出では、昨年度に引き続き白ガス管入れかえ工事を推進し、平成22年度完了目標を前倒しで達成できるよう取り組んでまいります。

以上、議案第1号から26号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当室長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

総務室長、田邊功一君。

〔総務室長 田邊功一君登壇〕

○総務室長（田邊功一君） ただいま町長から提案理由がございましたので、早速議案第1号 長南町暴力団排除条例の制定について内容説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをごらんいただきたいと存じます。

少し背景を申し上げますと、平成4年に暴力団対策法が施行され、警察による暴力団の取り締まりも強化され、これによる一定の成果も上がっていると言われますが、今なお、暴力団勢力は維持されているということでございまして、その暴力団の資金獲得活動は、従来の恐喝や覚せい剤の密売から最近では組織の実態を隠ぺいし、企業や行政機関に不当要求を行ったり、企業活動を装い建設業や金融業等、あらゆる経済基盤へ不正に介入するなど、多種多様な資金獲得活動を行っていると言われています。こうした情勢を踏まえ、全国の自治体同様、本町においても暴力団排除条例の制定をお願いするものでございます。

町における暴力団排除条例は、理念的な条例としての性格を有しております。本質として社会全体としての暴力団排除を推進させるものでございます。規定事項は、基本理念の設定、市町村等の責務の明示、排除に関する必要事項、暴力団排除に当たって支障となる行為の規制などとなっており、今条例は全17条から成る構成となっております。

では、第1条でございますけれども、目的を規定したものでございます。社会全体として暴力団の実態を認識した上で、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないことを基本に、町、町民、事業者、関係団体等が連携、協力して、町民の生活や事業活動から暴力団排除を推進して、健全な発展に寄与することをいうものでございます。

第2条は、定義でございますが、規制対象となる暴力団等を定めたものでございます。暴力団、暴力団員の認定については、警察が暴力団対策法に基づき実施しており、その認定基準は全国一律的なものとなっています。

第3条、基本理念でございますけれども、暴力団の排除を進める上での考え方などを基本を示すものでございまして、暴力団の排除を進めるためには反社会的集団である暴力団が社会的に黙認、容認されているという

社会的な風潮を払拭する必要があり、その上で暴力団の悪質な実態を認識すること等を基本として規定をしたものでございます。

第2項では、暴力団の排除は個人だけでなく、町、町民、事業者、社会全体としての連携、協力を図る必要があることを定めたものでございます。

第4条、町の責務でございますが、町が行う暴力団の排除について、基本的な責務を規定したものでございまして、第1項では、町民にとって最も身近な町が総合的施策を推進することを規定したものでございます。

第2項では、町と関係にある行政機関や重要な役割を有する関係団体に対し、町自らの姿勢として連携を図ることを規定したものでございます。

第3項では、町がその事務事業や町民からの相談等を通じて得た暴力団の排除に資する情報について、県や管轄警察署に提供することを規定したるものでございまして、これは暴力団排除の施策を行い、知事部局と施策推進上の均衡を図るとともに、暴力団対策を所管する警察への情報提供を行うことにより、取り締まり強化を図るものでございます。

第5条、町民の責務でございますが、暴力団事務所の差しとめなど、住民による取り組みが排除を進める上で極めて有効なものと考えられ、また、暴力団排除の機運、醸成を図り、あわせて町が実施する暴力団の排除に協力することを定めたものでございます。

3ページのほうをお願いいたします。

第2項は、暴力団による不当要求について拒否するために必要な措置を講じ、暴力団との関係遮断を図るというものでございます。

第3項は、暴力団排除に資する情報について、広く町民からの提供を求めるための規定でございます。

第6条、事業者の責務でございますが、町民の責務と同様でございますけれども、事業者の中には暴力團を利用する者、支援する者及び共生する者が存在し、資金提供が暴力團の安定した勢力維持につながっているという実態を考慮して、暴力團と関係を持つ事業者がその関係を遮断を図り、また、健全な事業者による暴力團排除の取り組みを促すことを規定をしたものでございます。

第7条、運用上の注意でございますが、暴力團排除を進めるための取り組みが善良な町民や事業者に矛先が向けられ、また、その取り組みの過程において町民や事業者に負担を強いることによって、不当な侵害が生ずることのないよう運用上の注意を規定したものでございます。

第8条、推進体制の整備でございますけれども、暴力團排除が町、町民、事業者等の相互の連携、協力のもとに推進しなければならないことを踏まえ、町が行う暴力團排除の施策、町民等への情報提供等、支援が効果的に行われるため推進体制を整備することを定めたものでございます。

第9条、町の事務等からの暴力團の排除でございますが、これは公金が暴力團の活動資金として利用されることを阻止するために、町の事務事業において暴力團に利益を与えないための措置として、入札参加制限、その他必要措置を講ずることを規定したものでございます。必要な措置として、入札参加制限のほか、物品購入契約、補助金、認可等の事務から排除するもので、そのための特約条項など、調整しているところでございます。

第2項は、町の事務事業から暴力團排除を行う上での暴力團に関する情報を収集するため、警察本部長から

意見を聞くことができる根拠規定でございます。

第3項は、当事者間の契約だけでなく下請等の関連契約からの暴力団排除を推進するための規定でございます。

第10条、県への協力でございますが、町自らが県の求めに応じて施策に関する必要な協力をを行うことを規定したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第11条、町民等に対する支援でございますが、暴力団排除に取り組む町民等に対して、町が情報提供、助言等の支援を講ずることを規定したものでございます。

第12条、暴力団排除相談員でございますが、町民等によって取り組まれる暴力団排除の推進を図るため、専門的な知識及び経験を有する者を相談窓口として体制整備を定めたものでございます。

第13条、広報活動の充実等でございますが、町民等における暴力団排除機運の醸成を図るため、町が広報活動を行うことを規定したものでございます。

第14条、管轄署との連携等でございますが、町は第11条に規定する支援、前条に規定する広報活動等に関し、その実効性を高めるため管轄署との連携を図ることを規定したものでございます。

第2項は、警察が暴力団排除にかかわったことで町民等が暴力団員等から危害を加えられるおそれがあるときは、町も協力するというものです。その保護措置について協力をするもので、保護措置には警察は通常業務の中での見回り、危険が増すと非常通報装置の設置、警察官の配置など、状況によって対応に当たるということでございます。

第15条、少年の健全な育成を図るための措置でございますが、少年が安易に暴力団との関係を構築しないよう、健全な育成を図るため学校教育の中で暴力団排除に関する措置が講じられるよう規定したものでございます。

第16条、利益の供与の禁止でございますが、本条は、暴力団への利益供与が社会的に認められない行為であるということを明確にするための規定でございます。

5ページをお願いしたいと思います。

第17条、祭礼等から暴力団排除の推進でございますが、町所有地施設で行われる花火大会などの祭礼等によって、暴力団の利益にならないよう主催者と祭礼者等に携わる者と密接な連携を図るものでございます。

第18条は、委任規定で、本条例の施行に関して必要な事項は規則で定めさせていただくというものでございます。

附則といいたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第2号 長南町行政改革推進委員会設置条例の内容を説明させていただきます。

7ページのほうをお願いをいたします。

従来、長南町行政改革推進委員会設置要綱として運営しておりましたが、自治法に基づき、設置条例をお願いするものでございまして、本条例は全9条の構成をもって組織を運営するものでございます。

第1条の設置では、町が事務事業を執行する上で欠かすことのできない行財政運営の推進に当たって、幅広く意見を求めるために行政改革推進委員会を置くというもので、あわせて根拠法を明記したものでございます。

第2条は、所掌事務を規定いたしまして、行財政運営の簡素化、効率化等、主要事項について町長の求めに応じて審議をしていただくというものでございます。

第3条は、組織を規定するもので、委員会の委員は10名以内をもって組織するもので、第2項は、町の行財政など、町政に精通し、すぐれた識見を有する方を町長が委嘱するというものでございます。

第4条は、任期について定めさせていただくもので、委員の任期を3年とし、再任についてこれを妨げないとしたものでございます。

また、第2項では、委員が欠けた場合の規定で、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするものでございます。

第3項は、空白期間を埋めるため、次の委員が決まるまでの間は従前の委員が暫定的に継続するというところでございます。

第5条は、委員長及び副委員長の任務を規定させていただくもので、会議を統括する上で定めさせていただくものでございますが、第1項は、委員長及び副委員長の選出方法は委員の互選とするものでございます。

第2項は、会務について委員長が代表するもので、第3項は、副委員長の任務について明記したものでございます。

第6条は、会議の開催方法を定めさせていただくもので、第1項は、委員長が議長となるものでございます。

第2項は、会議を開催するに当たっての条件として、半数以上の委員の出席がなければ開くことができないとするものでございます。

第3項は、決議の方法を定めたもので、出席委員の多数決によって決するものでございますが、可否同数の場合は議長が決することを定めたものでございます。

第7条の規定は、意見の収集等を定めたものでございまして、詳細な内容等が必要な場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見または資料の提出を求める能够としたものであります。

8ページをお願いいたします。

第8条は、庶務について規定するものでございますが、町長の定める機関が事務局として所管をするものでございます。

第9条は、委任規定でございまして、委員会の運営などに関し、必要事項は町長が別に定めるというものであります。

附則に3項を加え、第1項といいたしまして、平成24年4月1日から施行をさせていただくものでございます。

第2項は、最初の委員の任期でございまして、行政改革推進委員会設置要綱時に委嘱していることから、残任期間に当たる平成26年6月30日とするものでございます。

第3項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものですが、この行財政改革推進委員会設置条例で定めることによって非常勤特別職として位置づけされることから、報酬額、委員長で半日額4,000円、委員で3,500円、費用弁償では委員長、委員ともに1,700円を定めさせていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時10分を予定しております。

(午前 9時5分)

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

○議長（松崎 熱君） 議案第3号及び第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

[保健福祉室長 石橋弘道君登壇]

○保健福祉室長（石橋弘道君） 議案第3号 長南町健康づくり推進協議会設置条例の制定につきまして内容の説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

長南町健康づくり推進協議会設置条例を次のように制定するものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

本条例制定につきましては、先ほどの総務課の長南町行政改革推進委員会設置条例制定と同じく、執行機関の附属機関である長南町健康づくり推進協議会の設置につきまして要綱を条例に格上げするものでございます。
それでは、内容の説明をさせていただきます。

第1条は、設置の目的を規定しております、本町の総合的な健康づくり対策を推進するために設置をするものでございます。

第2条は、所掌事項で、町民の総合的な健康づくりのための方策を審議し、意見を述べるということを規定してございます。

第3条につきましては、組織の規定で、協議会は10人以内とし、第2項では、第1号から第5号までの委員を町長が委嘱するものでございます。

第4条は、委員の任期で、2年とするものでございます。

また、2項で、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間ということを定めているものでございます。

第5条は、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるもので、第2項及び第3項は、会長と副会長の職務を規定しています。

第6条では、会議の規定で、招集等、議長について規定をしているものでございます。

第2項では、会議成立の出席者数を規定し、第3項では、議事の議決について規定をしているところでございます。

第7条では、協議会の庶務は町長の定める機関が担当するということで、健康づくり担当室が処理することを規定してございます。

第8条は、委任で、この条例に定めるもののほか、協議会の運営、その他必要な事項は町長が別に定めることを規定したものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日でございますけれども、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うもので、健康づくり推進協議会の会長の報酬を半日額4,000円とし、委員の報酬を3,500円とし、出張旅費につきましては職員の旅費に関する条例に規定がある旅費相当額とし、費用弁償につきましては会長、委員ともに1,700円と定めまして、別表にそれぞれ加えるものでございます。

以上が長南町健康づくり推進協議会設置条例の制定につきましての説明でございます。

続きまして、議案第4号 長南町介護保険運営協議会設置条例の制定につきまして内容の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

長南町介護保険運営協議会設置条例を次のように制定するものでございます。

次の13ページをお願いします。

本条例制定につきましては、ただいまの健康づくり推進協議会設置条例と同じく、執行機関の附属機関であります長南町介護保険運営協議会の設置につきまして、要綱を条例に格上げをするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

第1条でございますが、設置の目的で、本町の介護保険事業に関する事項を審議するために設置をすることを定めたものでございます。

第2条は、所掌事項で、第1項から第3項までのことでござりますが、このことにつきまして審議し、意見を述べるものとすることを定めてございます。

第3条は、組織で、協議会は委員10人以内で、医療・保健・福祉に係る者及び学識経験者のうちから町長が委嘱するものでございます。

第4条は、委員の任期で、2年とするものでございます。

また、2項で、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間ということを規定したものでございます。

第5条は、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるもので、第2項及び第3項は、会長と副会長の職務を規定してございます。

第6条は、会議の規定で、招集と議長について規定をしてございます。

第2項では、会議成立の出席者数を規定し、第3項では、議事の議決について規定をしてございます。

第7条では、協議会の庶務は町長の定める機関において処理をすることを規定してございます。

第8条では、委任で、この条例に定めるもののほか、協議会の運営、その他必要な事項は町長が別に定めるということを規定してございます。

附則といたしまして、次のページ、お願いします。

この条例は、第1項、施行期日ですが、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うもので、介護保険運営協議会の会長の報酬を半日額4,000円とし、委員の報酬を3,500円とし、出張旅費につきまし

ては職員の旅費に関する条例に規定がある旅費相当額とし、費用弁償につきましては会長、委員ともに1,700円と定めまして、別表にそれぞれ加えるものでございます。

以上が長南町介護保険運営協議会設置条例の制定につきましての説明でございます。雑駁な説明でございますが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号及び議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求める。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第5号 長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

長南町ガス事業運営協議会設置条例を次のように制定するものでございます。

続いて、16ページをお開きください。

長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定でございますが、現行では規則で設定をしておりますが、地方自治法の規定に基づきまして条例への格上げをお願いするものでございます。

それでは、条文を説明させていただきます。

第1条では、設置を規定したものでございまして、目的として長南町ガス事業の円滑なる運営を図るため協議会を設置するものでございます。

第2条では、所掌事項で、協議会は町長の諮問に応ずるほか、ガス事業の健全な運営と利用の促進を図るために、必要な調査、審議を行うものとしています。

第3条では、組織で、委員13人以内で、町長が委嘱するとしております。長南町の議会議員8名以内、睦沢町の議会議員5名以内としております。

第4条では、任期でございまして、委員の任期は2年とし、再任は妨げないとしております。

第2項では、残任期間、第3項では、委員は非常勤としております。

第5条では、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定めるとしております。

第3項及び第4項は、会長と副会長の職務を規定しております。

第6条では、会議の規定で、必要により会長が招集し、会長が会議の議長となるとしております。

第3項では、会議の成立を、4項では、議事の議決について規定しております。

第7条では、町長等の出席及び意見を規定しております、長南町町長、睦沢町町長が会議に出席し、必要な意見を述べることができますと規定しております。

第8条は、庶務で、町長が定める機関において処理するとの規定で、ガス事業担当室が処理するものでございます。

17ページをお願いいたします。

9条では、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は町長が別に定めるとしております。

続いて、附則を説明させていただきます。

第1項、施行の期日ですが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

2項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をあわせて行うもので、別表1では、ガス事業運営協議会委員の報酬額、会長で4,000円、委員3,500円とさせていただき、別表2では、出張時の旅費の支給の規定でございまして、旅費の額は長南町職員の旅費に関する条例に規定がある旅費相当額を支給することとしております。別表3では、費用弁償で、会長、委員ともに1,700円とさせていただくもので、この別表をそれぞれ加えるものでございます。

以上、長南町ガス事業運営協議会設置条例の制定についての内容説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第6号 長南町建設委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案の18ページ、19ページをお願いいたします。

建設委員会は、町長の諮問機関として町の総合計画から民間の開発計画まで、本町の町づくりを総合的に調査、審議するため、昭和41年に条例制定がされています。しかしながら、建設の持つ意味は、道路、建物、施設をつくるという印象が強く、建設委員会の名称と所掌事務の間に相違が出ております。全国的に見ても建設委員会や建設協議会など、「建設」のつく組織は中学校建設委員会や地域福祉センター建設協議会などといった、建築物を建設するためにつくられた組織に使われることがほとんどとなっております。今回の改正は、この相違を解消するため、「建設」を「まちづくり」に置きかえ、題名と第1条で「長南町建設委員会」を「長南町まちづくり委員会」に改めるものでございます。

あわせて、所掌事務を明確にするため、第2条の改正もお願いするものでございます。

第2条、委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる町づくりに関する事項について調査及び審議を行うものとする。

（1）本町が定める総合計画に関すること。（2）本町の総合的な開発計画に関すること。（3）その他町づくりに関すること。

施行期日については、この4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜り、可決いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号及び議案第8号の内容の説明を求めます。

総務室長、田邊功一君。

[総務室長 田邊功一君登壇]

○総務室長（田邊功一君） 続きまして、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について内容説明をさせていただきます。

21ページをごらんいただきたいと存じます。

職員の休暇につきましては、職員の勤務時間条例第12条により規定しております、期間が1月から12月までの暦年で管理しているものを4月から翌年の3月までの年度管理に改正をお願いするものでございます。

3行目をごらんいただきたいと思いますが、この職員の勤務時間、休暇等に関する条例中におきまして、「年次有給休暇」を「年次休暇」に字句の整理をお願いし、第12条第1項中、「1の年」を「1の年度」に改めさせていただくものでございます。

8行目あたりになります。

第12条第1項の次に1号を加えさせていただきまして3号といたしまして、地方公営企業等の適用を受ける職員や派遣が終了した者などが引き続き一般職として勤務する場合、今まで在職していたときの休暇の残日数を考慮いたしまして、40日を超えない範囲内で規則で定める日数とさせていただくものでございます。

やや中段より下でございますけれども、次に、第12条第2項は、規則で年次休暇の残日数を定めていたものを条例で改めて定めさせていただくもので、20日を限度とし、翌年度に繰り越すことができると規定させていただくものでございます。

次に、第12条第2項の次に3項を加えさせていただきまして、第3項は、前項同様に規則で定めていたものを条例で規定させていただくもので、年次休暇を1日単位とし、職員の請求によって1時間単位として与えることができるというものでございます。

第4項は、育児短時間勤務職員等についても同様に1時間単位とし、第5項では、残日数すべての請求があった場合の規定でございまして、1時間未満の端数についても与えることができるというものでございます。

22ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

附則第2項は、経過措置でございまして、平成24年1月、今年の1月から平成25年の3月までの1年3ヶ月間という間におきましての休暇日数について調整をさせていただくというものでございます。

第3項は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を制定している関係から、この条例において「年次有給休暇」を「年次休暇」に改めさせていただくものでございます。

続きまして、議案第8号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

初めに、第1条でございますけれども、平成18年の改正附則の改正をお願いするもので、附則第7項は、給与構造改革時の給料表切りかえに伴う経過措置、いわゆる現給保障者に対する規定でございまして、これは平成18年度当時、給料表の切りかえによって給料が引き下げられましたが、引き下げられた差額分を保障するというものです、その保障額について半額とさせていただくものでございます。ただし、減額の額が1万円を超える場合、上限1万円を減額させていただくというものでございます。

次に、第2条でございますが、第1号で現給保障額を半額させていただいておりますが、第2条では、平成25年4月1日に廃止することから、改定をする附則第7号から第10項までを削除させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行させていただき、第2条の改正規定は平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第7号及び議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

[税務住民室長 湊 博文君登壇]

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第9号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

議案書の26ページをお開きいただきたいと存じます。

新旧対象表は、参考資料の8ページから10ページになります。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律ほか関係法令が、昨年12月2日及び12月14日にそれぞれ公布をされたことに伴いまして、町税条例の一部を改正させていただくものでございます。4項目についての改正になります。

まず、ページの上段でございますけれども、第95条及び附則の第16条の2第1項でございますが、町たばこ税の税率を改正するものでございます。企業の国際競争力の観点などから法人税法の一部が改正され、平成24年4月1日開始事業年度から法人の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大措置が実施されます。この実施によりまして、法人関係税収が都道府県においては増収となります。反面、市町村では減収となることから、平成25年4月1日から売り渡し等がされる製造たばこの税率を改正して、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することによりまして、この増減収額を調整するものでございます。この改正によりまして、たばこ税全体の税率がふえるものではございません。

この都道府県から市町村への移譲額でございますが、マイルドセブン等の旧3級品以外の製造たばこは、1,000本につき644円が移譲されまして、1,000本につき5,262円に、また、エコーなどの6銘柄にかかります旧3級品の製造たばこは1,000本につき305円が移譲されまして、1,000本につき2,495円となるものでございます。

次に、やはりページの上段でございますが、附則の第9条を削除する改正でございます。退職所得に対する個人住民税の課税について、最近の金利情勢等を踏まえまして個人住民税の税額の10%を税額控除する措置を、平成25年1月1日から支払われる退職手当等から廃止をするものでございます。

以上、2項目の改正につきましては、平成23年度税制改正の積み残し部分の改正ということでございます。

次に、東日本大震災関連の改正でございますが、ページの中ほどになりますが、附則の第22条でございます。こちらにつきましては、住宅家財等の生活用資産や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除、雑損失の対象となる災害関連費用の支出につきまして、大規模な災害、その他やむを得ない事情がある場合は災害がやんだ日から1年以内に支出したものに限らず、3年以内に支出するものも雑損控除等の対象とするものでございまして、公布の日から施行をいたします。

次に、ページの下のほう、中ほど下でございますけれども、附則の第25条を追加する規定でございますが、東日本大震災は地震や津波、原子力発電施設の事故による、かつてない広範囲に及ぶ大規模な災害であること

から、全国的に緊急に復興等を目的とした地方公共団体が実施する防災対策の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の税率を現行の3,000円に500円を加算をいたしまして3,500円とするものでございます。

なお、このほかに個人の県民税の税率も現行の1,000円から500円を加算して1,500円となりますので、全体では1,000円加算されまして5,000円となるものでございます。

以上が議案第9号 長南町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

[保健福祉室長 石橋弘道君登壇]

○保健福祉室長（石橋弘道君） 議案第10号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

長南町介護保険条例、平成12年長南町条例第11号の一部を次のように改正するものでございます。

これにつきましては、第4期介護保険事業計画から第5期介護保険事業計画に移行するに当たりまして、65歳以上の1号被保険者の介護保険料の改正をお願いする内容を条文化したものでございます。

本文中に、第2条中「『平成21年度から平成23年度』を『平成24年度から平成26年度』に改め」とありますのは、第4期介護保険事業計画の期間と第5期介護保険事業計画の期間を示しております。

次の本文中にあります「同条第1号及び第2号中『2万4,000円』を『2万8,800円』に改め」とありますが、これは1号被保険者の第1段階及び第2段階の方の介護保険料の額を示しております。1号被保険者の介護保険料は所得段階に区別いたしまして6段階に分かれているところでございます。

次の本文中にあります、第3号から第6号につきましては、6段階中の3段階から6段階の保険料の改定額をお示ししたものでございます。

参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。

参考資料の最後のページになりますけれども、新旧対照表ございますけれども、右側の現行の第2条が第1号被保険者の介護保険料を示したものでございます。第1号から第6号までございますが、これが所得段階によります6段階の保険料でございます。左の改正案の第2条第1項第1号から第6号までお示ししてありますのは、新しい第5期の介護保険料で改正をお願いする6段階の保険料の額でございます。この中で、第4号の5万7,600円が介護保険料の基準額となっております。この額がいろいろ市町村間の基準額ということで比べられるもととなる数字でございます。

第1号から順番にご説明をさせていただきますと、第1号は、第1段階の方が対象で、その要件でございますけれども、生活保護受給者の方と老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方で保険料の年額が第4号の基準額の50%で2万8,800円でございます。

第2号は、2段階の方が対象で、その要件でございますけれども、世帯全員が町民税非課税の方で前年の所

得金額と前年の課税年金収入の合計が80万円以下の方が対象で、介護保険料の総額が基準額の第1段階と同じ50%で2万8,800円でございます。

第3号は、3段階の方が対象で、その要件は全世帯員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方が対象で、介護保険料の年額が基準額の75%で4万3,200円でございます。

第4号は、4段階の方が対象で、その要件につきましては世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方が対象で、年額は5万7,600円でございます。この4段階が基準となります。

第5号でございますけれども、5段階の方が対象で、その要件は本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方が対象で、介護保険料の年額が4段階の基準額の1.25倍の7万2,000円でございます。

第6号は、6段階の方が対象で、その要件でございますけれども、本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方が対象で、保険料の年額が基準額の1.5倍の8万6,400円となります。

以上、それぞれ申し上げました各段階の保険料の額に改正をお願いするものでございます。

なお、第5期の介護保険料を算出するに当たりましては、全国統一の算出方法で行ったもので、第4期の昨年度における40歳から64歳までの2号被保険者的人口と65歳以上の1号被保険者的人口と隔年における人口の伸び率を根拠とし、あわせて隔年の介護給付費も根拠として第5期の3年間の1号被保険者と2号被保険者の人口の推移を予測しまして、3年間のそれぞれの介護給付費の見込み額を算出して3年間の合計額から65歳以上の6段階に分けてあります所得階層の人口で按分をして、第5期の介護保険料を算出したところでございます。

その結果、第5期の介護保険料は4段階の基準額で、先ほど申し上げました5万7,600円ということになったところでございまして、第4期の保険料に比較いたしまして20%の上昇となったところでございます。それは現段階では千葉県内54市町村のうち、25番目に高い上昇率となっております。長生郡市では2番目に高い上昇となっているところでございます。この20%の上昇におさえられましたのは、先ほどから町長も説明しております一般会計からの5,000万円の繰り入れをされたことが大きな要因となっているところでございます。

議案書の29ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置といたしまして改正後の第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。これは、第5期に入りましたから第4期の保険料に滞納があった場合には、第4期の保険料の額を適用するというものでございます。

以上で長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わらせていただきます。雑駁な説明でございましたけれども、ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

総務室長、田邊功一君。

[総務室長 田邊功一君登壇]

○総務室長（田邊功一君） 続きまして、議案第11号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について内容説明をさせていただきます。

恐れ入ります。30ページをごらんいただきたいと存じます。

千葉県市町村総合事務組合は、長生郡市広域市町村圏組合と同様に、千葉県知事の認可を得た特別地方公共団体でございまして、長南町を含む千葉県内の全市町村を含め、93団体が加入をし、常勤職員等に対する退職手当の支給事務など、15の事務を共同処理をしております。この共同処理の一部を銚子市及び松戸市から追加依頼があったことによりまして、自治法286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議をするに当たりまして、同じく自治法290条の規定により議会の議決を求めるというものでございます。

では、31ページでございますけれども、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正をお願いするものでございまして、別表第2につきましては、総合事務組合規約第3条関係で、組合の共同処理する事務を規定しております。3行目に当たりますけれども、その第1項第3号に掲げる事務、これは議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償事務でございまして、ここに松戸市を追加するものでございます。

次に、第1項第4号に掲げる事務、これは非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償事務で、同じく松戸市を追加するというものでございます。

4行目に当たりますが、第1項第11号に掲げる事務でございますが、これは公平委員会に関する事務でございまして、銚子市を追加するというものでございます。

附則といたしまして、平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第11号の内容の説明は終わりました。

議案第12号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） 続きまして、議案第12号 長南町道路線の変更につきましてご説明をさせていただきます。

32ページをごらんいただきたいと存じます。

道路法第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更をお願いするものでございます。道路法につきましては、町道における路線の認定、廃止、変更がある場合は、議会の議決をお願いするもので、第10条第3項の規定は道路線の廃止と変更が生じたときで、今回は3路線の変更をお願いするものでございます。

次のページ33ページをお願いいたします。

町道変更路線調書でございます。

町道変更路線の内訳でございますが、その他3級町道でございます。2ブロック、これは豊栄地区でございます。米満地先の1路線、整理番号530、町道米満31号線でございます。続きまして、3ブロック、これは東地区になりますけれども、小生田地先の1路線、整理番号1039、町道小生田3号線でございます。続きまして、4ブロック、これは西地区になりますが、佐坪地先の1路線、整理番号1244、町道佐坪37号線でございます。

これら3路線の変更でございます。

次のページ34ページをお願いいたします。

今回変更をお願いいたします3路線につきましては、今年度完了いたしました町道の改良工事、また、県道の歩道整備工事に伴いまして、起点の地番の標示と道路延長の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、変更内容を新旧対照で記載しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、変更路線の位置につきましては図面を議員控え室に張らさせていただいております。後ほどご確認のほどをお願いいたします。

以上、議案第12号 道路線の変更についての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第12号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時15分を予定しております。

（午前10時58分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（松崎 勲君） 議案第13号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

〔企画財政室長 荒井清志君登壇〕

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第13号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

今回の補正内容につきましては、年度末を迎える、事務事業の執行に係る精算見込みを中心とする補正をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

平成23年度長南町一般会計補正予算（第5号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額から277万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,328万3,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」に示すとおりでございます。

第2条ですが、この補正に伴い、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

第3条ですが、この補正に伴い、地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず、6ページ目をお願いします。

「第2表 繰越明許費」です。

第3項民生費の子ども手当準備事業については、国の第4次補正予算で措置された、子ども手当制度に係る

システムの改修費となります。具体的な改修内容が国から示されない状況ですので、事業費63万円全額を24年度に繰り越すものでございます。

その下、5款農林水産業費の農山漁村活性化プロジェクト支援事業では、この事業で実施します利根里地区の土地改良において、地区除外の協議、調整に不測の期間を要したため、残りの工期や天候を考慮し、事業費の一部3,569万7,000円を24年度に繰り越すものでございます。

7ページ目をお願いします。

「第3表 地方債補正」でございます。過疎対策債を原資とした事業、地域公共交通総合計画策定業務や利根里線道路改良工事などの精算に伴い、過疎対策債の額を840万減額し、補正後の金額を1億2,660万にするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明いたします。

17ページをお願いします。

各款項で人件費に係る補正、2節給料、3節職員手当及び4節共済費の補正がございますが、年度途中の退職者や休職、異動による増減等になりますので、人件費関係の説明は省略させていただきます。

なお、職員手当の中の時間外手当で289万の増額を計上させていただいておりますが、人件費全体では972万6,000円の減額となったところでございます。

それでは、まず議会費、議会費は、事業の精算による334万4,000円の減でございます。

2款の総務費は、事業の精算により5,311万円の減でございます。

1項総務管理費1目の一般管理費では、11節需用費、消耗品等で40万円、12節役務費、郵便料で25万円の追加をお願いしております。その他は事業の精算による減でございますが、18ページ目をお願いします。

その中でも、19節負担金補助及び交付金で広域の総務費負担金の精算に伴う減が大きなものとなっております。

2目の文書広報費では、11節需用費で広報ちょうなんの印刷製本費に不足が生じることから20万5,000円の増額をお願いするものでございます。

5目財産管理費では491万2,000円の減額となります。

11節需用費の修繕費で庁舎玄関へ手すりを設置する費用26万円の増額をお願いするものでございます。

19ページをお願いします。

6目企画費では、公共交通活性化計画策定事業の精算に伴い607万3,000円を減額するものです。この事業は、過疎対策債が財源となっておりますので、特定財源の地方債を720万減額し、一般財源を112万7,000円を増額をするものでございます。

7目交通安全対策費、8目の地域振興費については、事業の精算に伴う補正となります。

20ページ目をお願いします。

9目の防災対策費では、長生郡市の広域で大規模な災害に備える避難計画策定のため、長生郡市広域災害対策協議会が設置されます。その協議会への負担金として14万3,000円をお願いするものでございます。そのうち10万9,000円は県の自主防災組織設置促進補助金となります。

10目諸費では、11節需用費と15節工事請負費で防犯灯の修繕料37万7,000円と防犯灯の新設2基に係る費用

35万7,000円の増額を、23節償還金、利子及び割引料では、固定資産税の誤謬による還付として227万円の増額をお願いするものでございます。

11目無線共聴施設設置工事設置事業費は、事業の精算に伴い3,094万3,000円の減となります。15節の工事請負費の減が大きなものとなります。

21ページ目をお願いします。

2項徴稅費、2目賦課徴収費につきましては、事業の精算に伴う補正でございます。

3項戸籍住民基本台帳費の中の13節委託料69万9,000円は、外人登録者に在留カードを発行するために総合行政ネットワークの連携機器の設定変更に係る委託料をお願いするものでございます。

22ページ目をお願いします。

4項選挙費では571万2,000円の減を、23ページ目をお願いします。5項の統計調査費では4万2,000円の減をお願いするものでございますが、いずれも事業の精算に伴う補正でございます。

24ページ目をお願いします。

3款の民生費については3,418万2,000円の減となります。

1項の社会福祉費 1目社会福祉総務費は412万9,000円の増となります。

11節需用費の50万円は、庁舎左側にあります忠魂碑の修繕費用として増額をお願いするものでございます。

13節委託料60万2,000円、19節で40万、20節扶助費で975万1,000円の増額をお願いするものですが、いずれも障害者等の利用者の増加によるものでございます。

28節繰出金では、国保特別会計繰出金として627万5,000円の増額をお願いするものでございますが、これは保険税の軽減対象者数の増加に伴うものでございます。

1目社会福祉総務費の事業の多くが、国・県補助金の対象となりますので、社会福祉総務費の増は特定財源、国・県支出金の増となります。増となります国・県支出金1,022万円は、心身障害者福祉費負担金、地域生活支援事業補助金などの国や県の負担金となるものでございます。その他の64万2,000円については、ふれあい事業利用料と介護サービス計画費となります。

25ページ目をお願いします。

老人福祉費は、事業の精算に伴う減額の補正となります。地域人材育成事業で行っておりますホームヘルパーの育成事業の精算が大きな原因となります。この事業は、全額県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を使っておりますので、特定財源、国・県支出金も817万5,000円を減額するものでございます。

4目の同和対策費は、事業の精算に伴う減額補正でございます。

その下の5目社会福祉施設費は、集会施設整備補助金に不足が生じることから7万5,000円の増額をお願いするものでございます。

26ページ目をお願いします。

6目の後期高齢者医療費は、事業の精算に伴う420万1,000円の減額補正でございます。特定財源の国・県支出金38万5,000円の減額は、後期高齢者医療基盤安定負担金となります。

その下の2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費では、8節報償費で出産祝い金8名分80万円と13節委託料で子ども手当システム改修委託料63万円の増額をお願いするものでございます。このシステム改修費は、全額

県の補助金という形になります。

2目の児童措置費ですが、子ども手当の事業の精算に伴い2,647万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。支給内容の変更により大きく減額になるものでございます。この事業の財源は、ほとんどが国・県支出金となりますので、合わせて国・県支出金2,391万1,000円を減額するものでございます。

3目児童福祉施設費ですが、11節需用費7万6,000円は照明機器の交換をお願いするものでございますが、その他は事業の精算に伴う減額となります。

国・県支出金は、一時保育推進補助金30万1,000円を減額するもの、その他は、保育料負担金と管外保育受託料等の減額338万7,000円を減額するものでございます。

4款の衛生費に入ります。

27ページ目をお願いします。

1目の保健衛生総務費、19節の負担金補助及び交付金で40万5,000円の増額をお願いしておりますが、これは広域市町村圏組合温水センターの老朽化に伴う雨漏りの防水工事を実施するための費用として町が負担するものでございます。

2目の予防費では、7節賃金3万5,000円、8節の報償費50万円、11節の需用費15万6,000円、13節委託料の中の個別予防接種委託料14万4,000円は、平成22年度で実施を予定しました子宮頸がんワクチン接種が一部見合わせとなり、これが23年度に持ち越されたため増額をお願いするものでございます。

また、13節委託料で高齢者インフルエンザ予防接種委託料91万6,000円の増は、新型インフルエンザ予防接種費用軽減事業が高齢者インフルエンザ予防接種に吸収されたため、対象者が増加したものでございます。

28ページ目をお願いします。

したがいまして、この20節扶助費で新型インフルエンザ予防接種の負担軽減事業は全額廃止となるものでございます。242万4,000円は全額事業費全体を減額するものでございます。

27ページにちょっと戻っていただきたいんですが、予防費の財源ですが、特定財源の国・県支出金130万4,000円の減額は、インフルエンザの予防接種費用負担軽減事業補助金と子宮頸がん等ワクチン緊急促進臨時特例交付金の増額を合わせたものとなっております。その他については、国保会計からの繰入金等187万8,000円を減額するものでございます。

28ページ目をお願いします。

3目の母子保健費です。20節扶助費では129万8,000円の増額ですが、子ども医療費扶助で本町では中学生まで医療費の無料化を行っております。利用する件数は増えておりませんが、1件1件当たりの単価がふえておりますので増額をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金21万5,000円の減は、県支出金、子ども医療費助成事業補助金を主とした減額となります。

その下の4目健康推進費については、事業の精算に伴う補正をお願いするものです。特定財源、国庫支出金21万5,000円の減は、女性特有のがん検診推進事業補助金等を減額するもの、その他は国保会計からの繰入金と受診者負担を減額するものでございます。

5目環境衛生費についても、事業の精算に伴う減額補正をお願いするものでございますが、19節の負担金補助及び交付金の中で合併浄化槽設置補助金749万8,000円の減額になっておりますが、設置見込み数を今年度は

25基から13基に変更したための減額でございます。特定財源の国県支出金は、県の合併浄化槽設置推進事業補助金等で418万3,000円を減額するものでございます。

29ページをお願いします。

清掃費でございますが、広域市町村圏組合の負担金の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

5款の農林水産業費、1目の農業委員会費については、事業の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

3目の農業振興費、19節負担金補助及び交付金ですが、各営農組合等への農業振興補助金が不足を生じることから補正をお願いするものでございます。内訳としましては、集落営農ライスセンター振興補助金で70万7,000円、30ページをお願いします。営農組合機械整備事業補助金で163万円、かんがい排水事業補助金で138万4,000円、小規模災害復旧事業補助金で31万5,000円の増額をお願いするものでございます。

7目のは場整備費、8目の農村環境改善センター費につきましては、31ページ目をお願いします。

あと2項の林業費、1目の林業振興費は、いずれも事業の精算に伴う減額補正をお願いするものでございます。

6款の商工費、2目の観光費、15節の工事請負費は、老朽化しております熊野直売所のトイレの解体費用として50万円の増額をお願いするものでございます。

1項の土木管理費については、事業の精算に伴う減額補正でございます。

2項の道路橋梁費、2目の道路維持費では、15節工事請負費で道路維持工事500万円、32ページ目をお願いします。一番上になりますが、16節原材料費で25万円の増額をお願いするものでございます。原材料費は、道路融雪剤、塩カル等が不足になったため購入するための費用でございます。

3項の道路新設改良工事については、町道利根里線道路改良工事の精算に伴う減額補正でございますが、この事業の財源は過疎対策債となっておりますので、特定財源の地方債610万円を減額するものでございます。

4項の橋梁新設改良費については、南郷橋かけかえ工事の精算に伴う減額補正でございますが、この工事の財源は地域づくり基金となっておりますので、特定財源のその他209万円を減額するものでございます。

3項河川費については、利根里排水路整備工事の精算に伴う減額補正でございますが、この財源は過疎対策債となっておりますので、特定財源、地方債を210万減額するものでございます。

5項都市計画費については、事業の精算に伴う減額補正でございます。

33ページ、8款の消防費については、広域市町村圏組合消防費負担金の精算に伴う補正でございますが、3目消防施設費が121万8,000円の増額になっております。これについては、各地元消防団にトランシーバーを配備するための増額という形になっております。

9款の教育費、1項の教育総務費については、事業の精算に伴う減額補正をお願いするものでございます。

2項の事務局費、1節報償で277万2,000円の減額は、中学校で実施しております光をそぞぐ交付金等事業の精算にかかるもの等となっております。特定財源の国庫支出金23万8,000円は、幼稚園就園奨励費補助金を減額するもの、また、その他の399万3,000円は住民生活に光をそぞぐ基金等の減額をするものでございます。

34ページをお願いします。

3項の義務教育振興費については、事業の精算に伴う減額を補正するものでございます。

2項の小学校費については、1目学校管理費の11節需用費で、トイレ等の水回りの修繕料55万7,000円の増額をお願いするものでございますが、その他については、事業の精算に伴う補正でございます。

3項の中学校費も小学校費同様、1目の学校管理費で、11節需用費で修繕料13万円の増額をお願いするものですが、その他については、事業の精算に伴う補正となります。

35ページ目をお願いします。

社会教育費については、事業の精算に伴う補正となります。

36ページ目をお願いします。

保健体育費、1目の保健体育総務費については、11節需用費で体育館等の修繕として42万円の増額をお願いするものですが、そのほかについては、事業の精算に伴う補正でございます。

37ページ目をお願いします。

2目の給食施設費、18節の備品購入費では、事務室のエアコンの交換に伴う30万円の増額をお願いするものでございますが、そのほかは事業の精算に伴う補正となります。

11款公債費については、額の確定により減額補正をお願いするものでございます。

12款諸支出金、3項の基金費です。今回の補正により生じた減額分や積み立てから生じた預金利子を基金に積み上げるものでございます。

38ページ目をお願いします。

8目地域農業推進基金費ですが、農業の振興を目的として総額1億3,000万円を積み立てるものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

11ページにお戻りください。

まず、1款の町税ですが、給与所得の減により個人町民税は600万の減となりますが、法人町民税におきまして、やや好調な企業があり600万円の増となりますので、全体では増減はありません。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、今後の見込みから2,000万円の減額を、9款の地方特例交付金については、額の決定により321万5,000円の減額を、10款地方交付税については、これも額の決定により4,817万3,000円の増額をお願いするものでございます。

12款分担金及び負担金です。2項の負担金、1目の民生負担金の中で保育料負担金が154万9,000円の減となっております。これは保育料の算定基準となります保護者世帯の所得が予想より低かったための減となります。

13款から16款までは、歳入の特定財源のところで説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

15ページをお願いします。

17款寄附金については、2名から450万円の寄附がありましたので、補正をさせていただくものでございます。

18款の繰入金でございますが、それぞれの基金からの繰入金は、交付税などの増収や事業の精算により1,607万3,000円を減額することができました。

20款諸収入、4項の受託事業収入につきましては、受託事業の終了に伴う192万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

16ページ目をお願いします。

5項の雑入については4,568万5,000円の増額となります。宝くじ市町村交付金4,199万9,000円と広域市町村圏組合の平成22年度の精算金844万3,000円が大きなものとなっております。

21款町債については、過疎対策債を財源とする事業の精算により借入する町債の額を減額するものでございます。地域公共交通計画策定業務の精算により生じた720万円の減額分のうち700万円については、改めて過疎地域自立促進特別事業基金に積み上げるものとして貸し付けを受けるものでございます。

なお、39ページ以降に給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたけれども、議案第13号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

議案第14号及び議案第15号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第14号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてもご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,168万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,986万1,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金でございますが、一般療養給付費等の減によりまして2,076万3,000円の減額を、3目特定健康診査等負担金は、交付決定によりまして27万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次の2項1目財政調整交付金は、療養給付費等負担金と同様の理由で1,060万2,000円の減額を、2目出産育児一時金補助金では、補助単価の変更によりまして12万円の減額を、3目事業費補助金でございますが、高齢受給者証の発行に係る経費に対する高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付決定によりまして30万4,000円の追加をお願いするものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等分の療養給付費等の増によりまして480万円の追加をお願いするものでございます。

次に、6款県支出金、1項2目特定健康診査等負担金でございますが、国分と同様に交付決定によりまして27万5,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、対象件数の減によりまして2,213万5,000円の減額をお願いするものでございます。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金では、財政調整基金積立金利子4,000円を計上させていただくものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

9款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございますが、当初1,000万円の取り崩しを予定しておりましたが、決算を見込む中で取り崩しを行わないこととするものでございまして999万9,000円を減額するものでございます。

2目一般会計繰入金でございますが、保険税の均等割、平等割の軽減に係るものでございまして、その精算によりまして1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分で206万6,000円、2節保険基盤安定保険者支援分112万8,000円、また、5節の財政安定化支援事業繰入金325万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、3節職員給与費等繰入金につきましては、人件費の精算によりまして22万9,000円の減額を、4節助産費等繰入金は、国庫補助金の減に伴いまして6万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、8ページの歳出をご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、人件費と委託料の精算に伴いまして47万2,000円の減額をするのとあわせて、財源更正をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、高齢者医療制度円滑事業補助金、その他財源は、一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、当初では前年度の給付費見込みの3%増で編成させていただいたところでございますが、現在の見込みでは逆にマイナス5%程度で推移をするものと見込んでおりますことから4,680万円の減額とあわせて財源更正をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金、その他財源は、保険財政共同安定化事業交付金、財政調整交付金、繰入金並びに一般会計繰入金でございます。

2目退職被保険者等療養給付費でございますが、退職被保険者の増などによりまして330万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

次の9ページでございますけれども、3目一般被保険者療養費では、給付件数の減によりまして140万円の減額とあわせて財源の更正をお願いしてございます。特定財源の国・県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金、その他財源は、前期高齢者交付金及び一般会計繰入金でございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、やはり給付件数の減によりまして1,300万円の減額とあわせて財源の更正をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、療養給付費等負担金及び普通調整交付金、その他財源は、保険財政共同安定化事業交付金及び一般会計の繰入金でございます。

2目退職被保険者高額療養費では、12月にも補正をいただいたところですけれども、さらに高額な給付の発生によりまして、さらに150万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、2件分4万8,000円の追加でございます。特定財源の国・県支出金は、療養給付費等負担金でございます。

次の4項1目出産育児一時金においては、国庫補助単価の変更に伴う財源更正と産科医療補償制度対象外出産に伴いまして3万円の減額をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、出産育児一時金補助金、その他財源は、一般会計からの助産費等繰入金でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1項1目老人保健拠出金でございますが、精算によりましてトータルで1万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

7款の共同事業拠出金、1項3目保険財政共同安定化事業拠出金では、財源更正をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次に、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費でございますが、事業の実績に基づきまして精算の内容でございます。一般会計への繰出金について457万3,000円の減額をお願いし、あわせて財源の更正をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金は、国・県の特定健康診査等負担金でございます。

2項1目保健衛生普及費は、精算によりまして13万7,000円の減額を、2目疾病予防費では、各種がん検診等の実績に基づく精算によりまして一般会計繰出金について311万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金でございますが、給付費の減などによりまして余剰となりました繰越金分1,300万円とあわせてまして基金から生じた利息分を基金に積み立てるものでございます。年度末の基金保有高は4,204万4,950円となる見込みでございます。

次の11ページからは、給与費の明細書となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

以上、議案第14号 平成23年度の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） 説明中でありますが、暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

（午前1時58分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

○議長（松崎 熱君） 内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

[税務住民室長 湊 博文君登壇]

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、午前中に引き続きまして、議案第15号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度長南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただく

ものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,460万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございますけれども、決算を見る中で223万7,000円の減額をお願いするものでございます。

また、あわせまして徴収形態の変化に伴いまして特別徴収と普通徴収の調整を行うものでございます。この調整でございますけれども、当初特別徴収が70%、普通徴収が30%ということで見込んでおりましたが、現在の実績の見込みですと、特別徴収、いわゆる年金から引かれているものですけれども、66.5%、口座振替等の普通徴収が33.5%という割合になってございます。

続きまして、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますけれども、144万3,000円の減額をお願いするものでございます。

保険料の軽減に係ります保険基盤安定繰入金51万5,000円の減額及び事務費繰入金の5万円の追加は、精算による補正を、また、人間ドック助成繰入金は、人間ドックの助成経費が広域連合の長寿健康増進事業補助金として交付されることから97万8,000円の減額をお願いするものでございます。

3款1項1目繰越金では、前年度繰越金109万2,000円を財源として計上させていただくものでございます。

4款諸収入、2項1目保険料還付金においては55万円の追加をお願いするものでございまして、広域連合からの保険料の還付に要する費用負担でございます。

また、4項1目雑入でございますが、広域連合からの先ほどの人間ドック助成に係る長寿健康増進事業補助金等で62万9,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、次の7ページの歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金を保険料の減額に伴いまして166万円の減額をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款保健事業費、1項1目の疾病予防費でございますが、29万9,000円の減額をお願いするものでございます。これは人間ドックの助成金でございますが、決算を見込む中で減額をさせていただくものでございまして、特定財源のその他財源は、一般会計からの人間ドック助成繰入金及び広域連合からの長寿健康増進事業補助金を充てるものでございます。

次の4款諸支出金は、保険料の還付に係るものでございまして、1項1目保険料還付金で55万円を、2目還付加算金で9,000円をそれぞれ追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、諸収入の保険料還付金及び還付加算金でございます。

以上が議案第15号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第14号及び議案第15号の内容の説明は終わりました。

議案第16号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

[保健福祉室長 石橋弘道君登壇]

○保健福祉室長（石橋弘道君） 議案第16号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,462万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,429万円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明させていただきますので、8ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費で372万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、人事異動に伴います人件費の精算と事業執行に伴う精算によるものでございます。

なお、13節委託料につきましては、第5期介護保険事業システム改修費として30万5,000円をお願いするものでございます。

2項1目賦課徴収費及び3項1目認定調査費等につきましては、事業の精算によるものでございます。

2款保険給付費でございますが、7,563万1,000円の減額をお願いするものでございます。それぞれ決算を見込む中でお願いするものでございまして、1項介護サービス等諸費につきましては7,905万7,000円の減額をお願いするところでございます。

1目の居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、訪問入浴、訪問看護等の減により922万6,000円の減額をお願いするものです。

次のページの2目地域密着型介護サービス給付費につきましては、施設入所者の見込み数を下回ったため1,020万8,000円の減額、3目の施設介護サービス給付費につきましては、療養型施設の廃止に伴い入所者の減によりまして6,021万7,000円の減額、4目居宅介護福祉用具購入費につきましては、ポータブルトイレ等の購入増によりまして37万6,000円の増額、5目居宅介護住宅改修費につきましては36万8,000円の減額、6目の居宅介護サービス計画給付費では、計画件数の増によりまして58万6,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、2項の介護予防サービス等諸費でございますけれども、50万2,000円の増額をお願いするものでございます。

1目の介護予防サービス給付費で78万2,000円の増額をお願いし、次のページ10ページの3目介護予防福祉用具購入費で2万円の減額、4目介護予防住宅改修費で32万6,000円の減額を、5目の介護予防サービス計画給付費では6万6,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次の3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、介護利用サービスの増により5,000円の増額を

お願いするものでございます。

4項1目高額介護サービス費でございますけれども、49万8,000円の減額をお願いするものでございます。

5項1目高額医療合算介護サービス費でございますが、これにつきましては個人、あるいは世帯で医療と介護を合わせた負担額が一定の額を超えた部分を給付するもので、平成22年8月分から平成23年7月分の12カ月分を給付するもので、精算によりまして100万円の減額をお願いするものでございます。

次のページの6項1目特定入所者介護サービス費でございますが、低所得者の施設入所が見込みよりふえたため441万7,000円の増額をお願いするものでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費でございますが、財源更正をお願いするもので、国・県支出金で3,000円、その他財源で2,000円それぞれ減額し、一般財源に5,000円の増額をお願いするものでございます。

3款基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金の預金利子の4,000円を積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費でございますが、160万9,000円の減額をお願いするものでございます。

1項1目介護予防事業費におきまして、精算によりまして賃金で10万3,000円、役務費で11万5,000円、委託料で140万円をそれぞれ減額をお願いするものでございます。

次のページ12ページの2項1目包括的支援事業等費の3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金につきましては、1款総務費と同様の人事費等の精算によるものでございます。

20節の扶助費15万円でございますが、長南町家族介護継続支援事業実施要綱に基づきまして、要介護認定で要介護4または5に認定された方を1年間、介護保険サービスを利用しないで介護している家族の方に対して、年額15万円を支給することになっておりますので、このたび1名該当がありましたので補正をお願いするものでございます。

続きまして、5款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、還付が生じましたので4万9,000円をお願いするものでございます。

3目償還金につきましては、超過交付となりました平成22年度国庫支出金の返還をお願いするものでございまして、650万4,000円をお願いするものでございます。

9ページ以降は、給与費明細となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして6ページをお願いします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の1,070万5,000円の減額と2項1目調整交付金の686万7,000円の減額と4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の2,269万円の減額と5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の1,252万3,000円の減額につきましては、支出における介護給付費の減額に伴うそれぞれの負担率に基づきます減額でございます。

前後いたしますが、3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金の42万7,000円の減額と4款1項2目地域支援事業支援交付金の44万4,000円の減額と5款県支出金、3項1目地域支援事業交付金の21万4,000円の減額につきましては、通所型介護予防事業の縮小による減額でございます。

また、前後して申しわけございませんけれども、3款2項3目事業費補助金の15万2,000円につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費の補助金でございます。

5款県支出金、2項2目貸付金の1,110万円の減額につきましては、県の財政安定化基金貸付金の借り入れを予定しておりましたけれども、介護給付費が見込みより減少しましたので借り入れの必要がなくなりましたので減額とさせていただくものでございます。

6款1項1目利子及び配当金の4,000円は預金利子でございます。

8款1項一般会計繰入金で負担率に基づき、1目介護給付費繰入金で945万4,000円、2目運営費繰入金で394万1,000円、3目地域支援事業繰入金で21万4,000円、それぞれの減額をお願いするものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして671万3,000円の減額をお願いするものでございます。

9款1項1目繰越金でございますけれども、1,065万1,000円の追加をお願いするものでございまして、前年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

10款諸収入、3項4目雑入でございますけれども、通所型介護予防事業の利用料につきまして利用実績によりまして13万7,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。雑駁な説明でございましたけれども、ご審議を賜りまして、よろしくご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第16号の内容の説明は終わりました。

議案第17号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） 続きまして、議案第17号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,878万6,000円とさせていただくものでございます。

2項といしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により、歳出からご説明をさせていただきます。

7ページをお開き願いたいと存じます。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、人件費の4節共済費では、職員の基礎年金に係る負担率の改正により3万1,000円の追加をお願いするものでございます。

11節需用費は、光熱水費等の精算により60万円の減額をお願いしております。

13節委託料では84万8,000円の減額で、管理料電算処理委託では墓所管理処理の精算と一部を職員が行えたため79万3,000円の減額を、施設管理委託料等は精算による減額をお願いするものでございます。

25節積立金でございますが、財政調整基金の利子1万円を財政調整基金に積み立てするものでございます。

次に、2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、15節工事請負費では217万4,000円の減額をお願いするもので、墓所通路暗渠排水設置工事では94万5,000円を、道路側溝排水路改修工事では147万円を入札執行差金及び精算により減額をお願いするものでございます。

園内の東屋につきましては、テーブル、いす等の木材腐食のため、修繕工事24万1,000円を実施させていただいたところでございます。

歳出合計では359万4,000円の減額をさせていただくものでございます。

次に、歳入でございます。

6ページにお戻り願いたいと思います。

1款事業収入、1項1目墓所使用料でございますが、返還墓所永代使用料の減により458万1,000円の減額をお願いするものでございます。

4目施設使用料でございますが、斎場会議室等の使用増により31万6,000円の追加をお願いしております。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金でございますが、財政調整基金の利子1万円の精算による追加をお願いするものでございます。

4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございますが、事業収入の減収に伴う精算により66万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入合計では359万4,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁なご説明でしたが、議案第17号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
○議長（松崎 勲君） これで議案第17号の内容の説明は終わりました。

議案第18号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、野口喜正君。

[産業振興室長 野口喜正君登壇]

○産業振興室長（野口喜正君） それでは、続きまして、議案第18号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,357万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,502万2,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、内容につきまして歳出より説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては9万1,000円の追加をお願いさせていただくもので、2節、3節、4節につきましては、給与改定等に伴うものでございます。

また、27節公課費につきましては、消費税分についての減額でございます。

2款1項1目施設管理費では3,366万9,000円の減額をさせていただくもので、内容でございますけれども、11節需用費におきましては、中継ポンプの修繕料23万9,000円の追加をお願いするものでございます。

12節役務費におきましては26万1,000円の減額で、中継ポンプの電話料の減額に伴うものでございます。

13節委託料では317万円の減額で、汚水処理維持管理委託料の減と閑原地先の圏央道工事2カ所分が翌年度となったこと等による減額でございます。

15節工事請負費につきましては3,076万1,000円の減額でございます。これは、豊栄東部地区の管路移設維持工事分で129万5,000円の追加、また、圏央道関連の2カ所分の3,205万6,000円の減額をするものでございます。

16節原材料費につきましては、補修用材料として28万4,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出合計で3,357万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますけれども、6ページにお戻り願いたいと存じます。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金の残金37万8,000円の全額を受け入れるものでございます。

5款諸収入、2項1目1節雑入におきましては、当初予定しておりました圏央道の移設補償費2カ所分についての3,395万6,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入合計では3,357万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、議案第18号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第18号の内容の説明は終わりました。

議案第19号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第19号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）は、第1条で、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるもので、（1）供給戸数4,626戸、これは変更がございません。（2）年間供給量を759万立方メートルに、（3）1日の平均供給量を2万795立方メートルに改めさせていただくものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

まず、収入でございます。

第1款ガス事業収益、既定額から520万円を減額し、5億6,980万1,000円とさせていただくものでございます。

なお、1項、3項の内容につきましては、後ほど補正予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、既定額から438万6,000円を減額し、5億7,052万円とさせていただくものでございます。

同じく、各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入支出の不足額の補てん財源を改めさせていただきます。

上から3行目の中ほどになりますが、かぎ括弧からになります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,988万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,007万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,285万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額845万5,000円、建設改良積立金1,849万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

まず、収入でございます。

1款資本的収入、既定額から280万2,000円を減額し、5,890万6,000円とさせていただくものであります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、既定額から1,723万2,000円を減額し、2億2,879万円とさせていただくものであります。

各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入からご説明いたします。

1款ガス事業収益、既定額から520万円を減額し、5億6,980万1,000円とさせていただくものでございます。

1項1目ガス売り上げ、既定額から490万円を減額し、5億5,072万8,000円とさせていただきます。これは、一般家庭用は今年の冬の厳しい冷え込みにより増加が見込まれますが、商工業用が景気の低迷の続く中、落ち込んでおります。また、大口では株式会社佐久間の進出ということで増を見込んでおりましたが、既存工場の改修工事に遅れが生じていることもありますし、全体で販売見込み量を7万立方メートル減とさせていただきました。

3項2目雑収入では、既定額から30万円を減額し、119万2,000円とさせていただきます。破損修理工事等の雑収入の減少を見込んでおります。

次の収益的支出では、1款ガス事業費用、既定額から438万6,000円を減額し、5億7,052万円とさせていただくものでございます。

1項1目ガス売上原価を既定額から273万1,000円を減額し、3億645万4,000円とさせていただくものでございます。これは、販売見込み量の減により原ガス購入代も減となる見込みをしたものでございます。

2項供給販売費は、既定額が168万3,000円を減額し、1億8,573万3,000円とさせていただくものでございます。年度末に向けての精算になりますが、13目消耗品で31万5,000円、20目委託作業費で136万8,000円の減額でございます。

3項一般管理費は、既定額に42万円を減額し、3,552万円とさせていただくものでございます。これも年度末に向けて13目消耗品の精算になります。

5項営業外費用は、既定額から44万8,000円を追加し、1,160万9,000円とさせていただくものでございます。

2目では消費税で79万2,000円の追加、3目雑支出では34万4,000円の減、これは破損修理工事の件数の減少を見込んだものでございます。

次の4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正予算実施計画でございますが、1款資本的収入、既定額から280万2,000円を減額し、5,890万6,000円とさせていただくものであります。

2項1目工事負担金の減額ですが、圏央道関係の移設補償工事が翌年度に延期されたものによります減でございます。

次に、支出ですが、1款資本的支出、既定額から1,723万2,000円を減額し、2億2,879万円とさせていただくものでございます。

1項1目工事費1,134万円の減は、主に先ほどの圏央道関係の移設補償工事が延期されたことによるものでございます。

2目固定資産購入費、3目工事負担金につきましては、年度末に向けての精算によるものでございます。

以上が資本的収入支出の内容でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資金計画でございます。真ん中より上の段が事業収益などの受け入れ資金、下の段が事業費等の支払い資金となります。受け入れ資金の既定額から800万2,000円を減額し、8億6,712万円に、中段の支払い資金の既定額から2,241万円を減額し、6億5,982万6,000円にさせていただきまして、一番下になりますけれども、差し引きとして23年度末の現金予定額を右側の2億729万4,000円とさせていただくものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。本年3月末の見込みを税抜きで表示しております。

経常利益は、右下から4行目で82万6,000円の見込みでございまして、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますが、本年度未処分利益剰余金は4,906万7,000円の見込みとさせていただくものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部では、1、固定資産、2、流動資産の合計、右側の一番下、二重線になりますけれども、資産合計40億9,104万5,000円の見込みでございます。

次の8ページをお開きください。

負債の部では、負債合計1億1,197万5,000円、次に資本の部では、右側の下から2行目になりますけれども、資本合計39億7,907万、一番下の二重線になります負債資本合計40億9,104万5,000円の見込みとさせていただくものでございます。

前のページ7ページの資産合計40億9,104万5,000円と、ただいまの負債資本合計40億9,104万5,000円になります、貸借対照表として成り立ったおるところでございます。

続いて、9ページ、10ページは、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第19号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時を予定しております。

（午後 1時43分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（松崎 熱君） 議案第20号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算について内容を説明申し上げます。

予算書をお願いいたします。

予算大綱や町長の提案理由の中で概要は申し上げてありますので、早速内容の説明に入らせていただきます。

1ページ目をお開きください。

平成24年度長南町一般会計予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,000万円とさせていただくものでございます。前年度に比して0.9%の増となったところでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、次のページ、「第1表 岁入歳出予算」に示させていただくものでございます。

第2条は、地方債の内容を明らかにするものでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用でありますが歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、同一款内における給料等の各項間の流用を定めるものでございます。

8ページ目をお願いします。

「第2表 地方債」です。

平成24年度で借り入れを予定します地方債の限度額を示したものでございます。東日本大震災の復興のため、緊急防災減災事業債が創設されました。平成24年度では3億8,800万円を予定しております。内訳は過疎対策事業債1億4,500万円、緊急防災減災事業債2,300万円、臨時財政対策債2億2,000万円でございます。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明申し上げます。

23ページ目をお願いします。

まず、1款の議会費については、前年度に比して1,101万8,000円減の9,204万8,000円となったところでござ

います。議員共済費負担金の減が大きな理由となります。

24ページをお願いします。

2款総務費、1目一般管理費については、前年度に比して2,327万4,000円減の3億8,752万7,000円の計上でございます。特定財源ですが、国・県支出金10万円は、権限移譲に係る県の交付金で、その他は笠森靈園特別会計からの繰入金1,200万円と宝くじからの市町村交付金1,500万円などの諸収入となっております。減額の理由としましては、人件費の減が大きなものになります。前年度は24人分の計上でしたが、今年度は20人分の計上となります。

2節の給料、3節職員手当、4節共済費で減となったところでございます。

28ページ目をお願いします。

2目の文書広報費です。前年度に比して85万9,000円増の712万4,000円の計上でございます。

11節需用費の印刷製本費で、前年度より27万9,000円増額させていただきました。広報ちようなんの発刊に係るものでございます。

3目財政管理費につきましては、前年度並みの451万6,000円の計上でございます。

29ページをお願いします。

4目の会計管理費につきましては35万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金15万5,000円は、県民税取り扱い等の県からの委託金となります。決算書の印刷に係る費用となります。

5目の財産管理費につきましては、前年度と比して1,049万5,000円減の6,041万6,000円の計上でございます。減の理由としましては、役場本庁舎耐震補強工事に係る実施設計書の作成が前年度はありましたが、今回はなくなつたための減という形になります。

30ページ目をお願いします。

説明欄の中ほどに財産台帳整備委託料882万3,000円の計上がありますが、これは前年度に引き続き、公会計の導入に向けて財産台帳の整備を行うものでございます。全額県の補助金となります。

15節工事請負費407万3,000円は、長南町の全域が光ネットサービスエリアになったことから、役場から出先機関を結ぶ回線をADSLから光回線に変更する工事でございます。

特定財源の国・県支出金882万3,000円は、緊急雇用創出事業臨時特別基金交付金の県支出金となります。また、その他の101万9,000円につきましては、町の土地・建物の貸付収入などの使用料となっております。

31ページ目をお願いします。

6目の企画費については1,345万6,000円減の27万8,000円の計上でございます。地域公共交通総合計画関係の予算を、12目過疎対策費の新しい科目に移したための減でございます。

7目の交通安全対策費については、前年度並みの495万5,000円の計上でございます。

32ページ目をお願いします。

8目地域振興費については1,436万2,000円減の817万7,000円の計上でございます。減の理由としましては、巡回バス運行業務委託料を、先ほどと同じ理由、新設されました科目、過疎対策費のほうへ移したためのものでございます。

13節委託料、ホームページ管理運営委託料は、前年度に比して80万増の138万8,000円を計上させていただき

ました。ホームページのリニューアルのための増でございます。

33ページ目をお願いします。

9目の防災対策費につきましては2,656万8,000円増の3,476万3,000円の計上でございます。増の理由としては、15節工事請負費で2,399万9,000円でございます。防災行政無線のデジタル化を図るためのものでございます。

関連して18節備品購入費で個別受信機購入費50台分、210万円を計上してございます。

34ページ目をお願いします。

19節負担金補助及び交付金で、自主防災組織補助金として75万3,000円を計上しております。特定財源の国・県支出金16万3,000円は、自主防災組織設置促進事業の県補助金、地方債の2,300万円は、緊急防災減災事業債になります。

続きまして、10款諸費につきましては、前年度並みの4,024万2,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金は、国からの自衛官募集事務の委託金1万円と、その他の1,000円は町有財産売払収入を充てたものでございます。

35ページをお願いします。

11目無線共聴施設設置事業費につきましては3,551万2,000円減の2億2,754万円の計上でございます。前年度に引き続き、地上デジタル放送難視対策として新たな難視区域へ送信施設を設置するものでございます。設置数は前年度同様36カ所程度を見込んでおります。特定財源の国・県支出金1億5,024万円は、無線共聴施設設置事業補助金で国の補助金となります。

地方債6,000万円は過疎対策債、その他については、NHKからの助成金となります。

続きまして、12目過疎対策費は、本年度から新しく設置した科目です。1,503万6,000円の計上でございます。巡回バス、予約制乗り合いタクシーの運行業務に係る費用、マスコットキャラクター作製に係る費用、また、これから町づくりについて自由に話し合える場の設置に係る費用を計上しております。

36ページ目をお願いします。

13節委託料、公共交通システム運行業務委託料1,287万5,000円が巡回バスと予約制乗り合いタクシーの運行に係る委託料となります。

マスコットキャラクターの作製については、8節報償費で15万2,000円、11節需用費で29万8,000円、13節委託料で70万円、計115万円の計上でございます。特定財源のその他1,287万5,000円は、170万円がバス・タクシーの利用料、残りは過疎基金からの繰り入れとなっております。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費につきましては1,459万6,000円増の5,810万2,000円の計上でございます。職員数を8名から9名に変更したための増が要因となっております。特定財源の国・県支出金1,006万円は、県民税取扱費として県の支出金、その他の70万円は、税証明等の手数料となっております。

37ページ目をお願いいたします。

2目賦課徴収費については1,130万4,000円増の4,574万円の計上でございます。

13節委託料で土地現況図作成、宅地比準割合算出委託料1,250万円を新しく計上させていただいたための増となります。この業務は、土地評価の精度を高めるため、土地現況図の修正を行い、宅地比準割合の見直しを

行う業務となります。特定財源の国・県支出金314万円は、県民税取扱費として県からの委託金、その他の30万円は、税延滞金となります。

38ページ目をお願いします。

3項の戸籍住民基本台帳費については、272万4,000円減の3,999万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金111万6,000円は、基礎年金等事務などの国・県の事務の委託金となります。その他の445万7,000円は、印鑑証明、戸籍住民証明などの交付手数料を充てております。

40ページ目をお願いします。

4項の選挙費です。平成24年で予定されます千葉県知事と町農業委員会委員の2つの選挙に係る予算として2,177万8,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金487万円は、千葉県知事選挙に対しての委託金ということになります。

43ページをお願いします。

5項統計調査費については468万2,000円の計上でございます。本年度は大きな調査はございません。特定財源の国・県支出金34万2,000円は、統計調査費の過疎対策事業補助金として2万7,000円、工業統計など、基幹統計調査の県からの委託金31万5,000円となります。

44ページをお願いします。

6項監査委員費は前年度並みの74万9,000円の計上でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費については6,251万円増の4億9,280万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金1億2,080万3,000円は、障害者自立支援法に基づく国・県の負担金、国保基盤安定負担金、心身障害者福祉費補助金などになります。その他の7,280万円につきましては、福祉振興基金などを充当しております。前年度に比して増額となった要因としては、20節の扶助費と28節の繰出金の増となります。

48ページ目をお願いします。

20節扶助費は、前年度に比して約1,500万円の増となりました。本年度から特例訓練等給付費358万8,000円、訓練等給付費扶助1,867万8,000円を計上したための増となります。

49ページをお願いします。

一番上のほうに28節の繰出金は、前年度に比して約5,000万円の増となりました。介護会計へ介護保険料の急激な上昇を抑制するための費用5,000万円を加えたための増となります。本年度は、介護会計に2億65万7,000円を繰り出す予定としております。

2目老人福祉費については429万8,000円減の4,531万3,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金2,216万4,000円は、県の在宅福祉事業補助金と緊急雇用創出事業補助金となります。その他の126万2,000円は、老人福祉施設入所者の負担金となります。

13節委託料の中にあります地域人材育成事業は、町内にあります社会福祉施設にホームヘルパーの養成を委託するもので、全額が県の補助となります。本年度で3年目となる事業となっております。

50ページをお願いします。

3目国民年金費については74万6,000円増の120万3,000円の計上でございます。年金システムの切りかえに伴い、13節委託料と14節使用料の増があったところでございます。

4目の同和対策については、前年度並みの32万3,000円の計上でございます。

5目社会福祉施設費は、集会施設整備事業補助金として50万円の計上でございます。

6目の後期高齢者医療費につきましては583万4,000円減の1億4,402万5,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金2,148万9,000円は、県の後期高齢者基盤安定負担金となります。

51ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費は、前年度並みの574万5,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金77万7,000円は、放課後子どもプラン推進事業補助金とひとり親家庭等医療等助成金の県の補助金となります。

2目の児童措置費につきましては、子ども手当の支給内容の見直しで3,561万1,000円減の1億273万6,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金8,931万6,000円は、国・県の子ども手当負担金となります。

3目の児童福祉施設費につきましては1,432万8,000円増の1億5,688万6,000円の計上でございます。特定財源のその他3,120万2,000円は、保育料や送迎バスなどの利用料などを充当しております。増の理由としましては、53ページ目をお願いします。

13節委託料で遊戯室の建てかえのための設計費1,100万円を計上したためのものでございます。老朽化のための建てかえとなります。

54ページをお願いします。

4款衛生費の説明に入ります。

1目の保健衛生総務費については641万7,000円減の1億7,543万6,000円の計上でございます。特定財源のその他の5万2,000円は、献血推進協議会からの助成金等になります。減の要因としましては、19節の負担金補助及び交付金と24節の投資及び出資金となります。

55ページをお願いします。

一番下のほうに、19節がありますが、前年度と比して935万7,000円減の1億2,001万5,000円の計上でございます。広域市町村圏組合への水道、病院、火葬場、保健衛生費及び九十九里水道企業団への負担金が、すべてにおいて少しづつ減になったための減となっております。

56ページをお願いします。

24節投資及び出資金も、前年度に比して295万6,000円減の888万1,000円の計上でございます。九十九里地域水道企業団への構成市町村としての出資金でございます。

2目の予防費については260万7,000円増の2,941万7,000円の計上でございます。特定財源のその他の11万円は、健康診査等の受診者の負担金です。本年度から高齢者肺炎球菌予防接種を加えたための増でございます。

13節委託料で450万円、57ページになりますが、20節扶助費で9万円の予算計上をしたところでございます。

57ページをお願いします。

3目の母子保健費につきましては275万4,000円増の2,979万8,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金769万5,000円は、県の子ども医療費助成事業補助金です。県の対象は小学校低学年までですが、町では中学生までを対象としております。その他の1,500万円は、過疎基金を充当したものでございます。

58ページをお願いします。

本年度の増の要因としましては、20節の扶助費、子ども医療扶助費を23年度の実績に基づいて233万円増額して2,250万円としたためのものでございます。

4 目の健康推進費につきましては599万3,000円減の2,416万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金52万6,000円は、健康増進事業補助金で、その他の629万2,000円は、後期高齢者医療広域連合受託料と健康診査等受診者の負担金となります。

5 目環境衛生費は820万6,000円減の3,155万5,000円の計上でございます。人件費の減と19節負担金補助及び交付金で、合併浄化槽設置補助金を本年度は20基に減らしたための減となったなったところでございます。特定財源の国・県支出金462万6,000円は、合併浄化槽設置整備事業の国・県補助金及び不法投棄監視員制度の補助金などになります。その他の48万4,000円は、畜犬登録、鳥獣登録の手数料となります。

61ページをお願いします。

2 項清掃費については1,007万2,000円減の7,411万1,000円の計上でございます。広域市町村圏組合で共同処理します、ごみ処理の負担金でございます。

5 款の農林水産業費の説明に入ります。

1 目の農業委員会費については570万5,000円増の2,659万9,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金163万4,000円は、県からの農業委員会交付金と農地制度実施円滑化事務費補助金となっております。その他の107万8,000円は、農業者年金業務受託料と過疎基金を充当しております。増となった要因としては、人件費の割り当てで1名から2名に変更したものでございます。

62ページをお願いします。

2 目の農業総務費については841万7,000円増の2,924万8,000円の計上でございます。増の要因としては、人件費となります。

63ページをお願いします。

3 目の農業振興費については383万3,000円増の3,763万8,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金1,537万4,000円は、水田自給率向上対策事業、農業者戸別所得補償制度推進事業、有害鳥獣被害防止対策事業などの県の補助金でございます。その他の1,178万7,000円は、過疎基金を充当したものでございます。

64ページをお願いします。

増の要因としましては、19節負担金補助及び交付金の中で、農業者戸別所得補償制度の推進事業補助金343万2,000円を本年度から計上したものでございます。この事業は、全額県補助金で賄われます。

また、本年度から全農家参加型営農の推進に向けて営農組合認定農業者大規模農家等への支援策として、経営規模拡大農地集積奨励補助金128万円と耕作放棄地解消対策補助金10万円の計上をさせていただいております。

65ページをお願いします。

4 目の農村総合整備費については、前年度と同額の1億6,500万円の計上でございます。農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものでございます。

66ページをお願いします。

5 目の畜産業費については17万2,000円増の29万円の計上でございます。畜産振興事業補助金の増によるも

のでございます。

6目農地費については250万円増の1,955万7,000円の計上でございます。22節補償、補てん及び賠償金で広域農道の電柱移設補償費250万を計上したものでございます。

7目ほ場整備費については4,145万3,000円増の1億6,522万9,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金6,455万5,000円は、利根里地区の土地改良に係る国・県の補助金や土地改良施設維持管理適正化事業補助金などになります。その他の2,516万4,000円は、土地改良事業の分担金と過疎基金からの充当となっております。

67ページをお願いします。

本年度は農山漁村活性化プロジェクト事業支援事業として、利根里地区の土地改良を前年度に引き続き実施してまいります。また、小沢ダム揚水場整備補修工事も予定しております。利根里地区の土地改良では、委託料1,110万円、工事請負費で8,260万円、小沢ダム揚水場整備補修工事では委託料50万円、工事請負費450万円を計上したところでございます。

69ページをお願いします。

8目の農村環境改善センター費については167万6,000円減の1,267万円の計上でございます。特定財源のその他は、センターの使用料等の30万円となります。

70ページをお願いします。

2項の林業費につきましては、前年度並みの52万8,000円の計上でございます。特定財源のその他の8万円は、みどりの少年団育成事業助成金となります。

71ページ目をお願いします。

6款の商工費の説明に入ります。

1目の商工業振興費については153万3,000円増の2,283万5,000円の計上でございます。特定財源のその他3,000円は、商工会貸付金の利子でございます。増の要因は人件費となっております。

72ページをお願いします。

2目の観光費については124万1,000円増の1,402万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金544万3,000円は、緊急雇用創出事業に係る県の補助金と首都圏自然遊歩道管理委託金でございます。その他の17万5,000円は、キャンプ場の使用料となります。

73ページをお願いします。

本年度も前年度に引き続き、緊急雇用創出事業を活用しまして、野見金公園の整備を行います。13節委託料で488万4,000円の計上でございます。

また、15節工事請負費150万円で、笠森弁天堰の回廊の改修工事を予定しております。

次に、7款土木費、1目の土木管理費については1,076万5,000円減の4,304万1,000円の計上でございます。特定財源のその他の4,177万2,000円は、道路占用料と法定外公共物の使用料となります。減の要因は人件費となっております。

74ページをお願いします。

一番下のほうになりますが、2項の道路橋梁費になります。1目の道路橋梁総務費については、前年度並み

の34万5,000円の計上でございます。特定財源のその他の34万5,000円は、道路占用料でございます。

76ページをお願いします。

2目の道路維持費については223万9,000円増の5,494万3,000円の計上でございます。特定財源のその他の3,574万4,000円は、舗装本復旧工事の負担金と道路占用料でございます。

15節工事請負費は4,920万円で、舗装本復旧工事は町道長南一宮線ほか、本年度は5路線を予定しております。排水整備工事は小沢28号線を予定しているところでございます。

77ページをお願いします。

3目の道路新設改良費につきましては3,644万6,000円増の1億1,137万5,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金3,000万円は、社会資本整備総合交付金の国庫補助金、地方債の3,000万円は過疎対策費、その他の2,002万円は、地域づくり基金となっております。町道利根里線は、本年度から国庫補助を受けて実施いたします。工事費は6,000万円です。その他単独の道路改良工事として蔵持24号線を予定しております。工事費は2,000万円となっております。

78ページをお願いします。

4目の橋梁新設改良費につきましては2,300万円の計上でございます。本年度は、水沼・宮田橋かけかえ工事を予定しております。特定財源の地方債2,000万円は、過疎対策費でございます。

3項の河川費については505万7,000円の計上でございます。深沢川の排水整備を予定しているところでございます。

4項の住宅費については、前年度並みの989万3,000円の計上でございます。特定財源のその他250万円は、町営住宅の使用料でございます。

79ページをお願いします。

5項の都市計画費については87万8,000円増の1,759万3,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金123万8,000円は、住宅建築物耐震改修事業補助金と戸別住宅耐震診断補助金となります。その他の5万1,000円は、管内図の販売代金となります。

13節委託料、耐震診断委託料307万7,000円は、町の体育館の耐震診断になります。また、本年度から地籍調査の実施に向けて、実施計画作成の委託料500万円を計上させていただいたところでございます。

80ページをお願いします。

説明欄の4行目になりますが、戸別住宅耐震診断補助金60万円は、1戸当たり6万円を限度として戸建ての住宅の耐震診断に係る費用を補助するものでございます。

8款消防費については、広域市町村圏組合への負担金1億4,855万9,000円の計上でございます。

9款教育費の説明に入らせていただきます。

1目教育委員会費につきましては、前年度並みの210万7,000円の計上でございます。

81ページをお願いします。

2目の事務局費については512万9,000円減の8,453万9,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金62万2,000円は、幼稚園奨励費補助金、その他の701万7,000円は住民生活に光をそそぐ基金と臨時職員や学習指導員からの納付金となっております。減の要因は1節の報酬になります。住民生活に光をそそぐ基金を使つ

て学習支援支援指導員を配置し、不登校やいじめなど、生活指導や学習指導の強化を図っております。学習支援指導員の人事費が、1節の報酬費に1,388万2,000円計上しておりますが、前年度に比して500万ほど減しております。23年度の実績に基づいて減額したところでございます。

83ページをお願いします。

説明欄の中ほどになりますが、海外交流研修事業や、きらりと輝く長南っ子事業を本年度も展開してまいります。

3目の義務教育振興費については460万7,000円の計上でございます。

84ページをお願いします。

2項の小学校費、1目の学校管理費については172万2,000円減の3,754万9,000円の計上でございます。特定財源のその他14万9,000円は、日本スポーツ振興掛金の負担金でございます。

85ページをお願いします。

下のほう、2目の教育振興費については128万4,000円減の2,100万2,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金9万円は、特学奨励金の国庫補助金でございます。減の要因としましては、18節備品購入費の減で、前年度は教科書改訂に伴う指導用の教材購入費、約190万が計上されていたためのものでございます。

86ページをお願いします。

3目の学校施設整備整備費については1,117万5,000円の計上でございます。豊栄小学校の校庭拡張用地は、千葉県土地開発公社がすべてを購入し、毎年度、町が土地開発公社から買い戻す形式をとっております。本年度すべてが買い戻すことになります。

続きまして、3項の中学校費、1目の学校管理費については1,344万の計上でございます。特定財源のその他の8万4,000円は、日本スポーツ振興センター掛金の負担金でございます。

87ページをお願いします。

2目の教育振興費については1,070万9,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金11万円は、特学奨励金ほかの国庫補助金でございます。

88ページをお願いします。

4項の社会教育費、1目の社会教育総務費については487万4,000円減の5,228万2,000円の計上でございます。特定財源の国・県支出金12万円は、青少年相談員の活動補助金で県の補助金となっております。減の要因については、人件費及び19節の負担金補助及び交付金の中の広域市町村圏組合の教育費の負担金の減となっております。

90ページをお願いします。

2目の公民館費については731万3,000円の計上でございます。特定財源のその他の3万円については、公民館の利用料という形になります。

91ページ目をお願いします。

3目の文化財保護費につきましては414万円の計上でございます。特定財源の国・県支出金5,000円は、県の移譲事務交付金、その他の2万円は、続長南史等の販売代金でございます。

92ページをお願いします。

下のほうになりますが、4目の社会同和教育費については28万4,000円の計上でございます。

93ページをお願いいたします。

5項の保健体育費、1目の保健体育総務費については424万増の3,964万9,000円の計上でございます。特定財源のその他113万円については、体育施設の使用料という形になります。

95ページをお願いします。

下のほうになりますが、2目の給食施設費については231万7,000円減の8,110万円の計上でございます。特定財源のその他の3,269万4,000円は、学校給食負担金でございます。減の要因としては、人件費の割り当ての変更によるものでございます。

97ページをお願いします。

10款の災害復旧費については、存目4,000円の計上でございます。

11款公債費については1,167万3,000円減の4億4,954万4,000円の計上でございます。

98ページをお願いします。

12款諸支出金につきましては1,300万2,000円増の7,511万5,000円の計上でございます。

3項の基金費、8目地域農業推進基金へ4,000万1,000円、9目の過疎地域自立促進特別事業基金へ3,500万1,000円の積み立てを予定しているところでございます。

99ページをお願いします。

下の段になりますが、13款予備費については、前年度と同様1,000万円の計上でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

12ページにお戻りください。

1款の町税につきましては、前年度に比して2,327万円減の11億7,111万1,000円となっております。

1項の町民税につきましては、個人所得の減により個人町民税は減じるもの、一部の法人で好調な業績が見込まれることから、町民税全体では1,300万増の4億5,370万を見込んでおるところでございます。

2項の固定資産税については、本年度評価替えの年度に当たるため、土地・建物それぞれの減を見込み4,002万円を減したところでございます。

4項の町たばこ税は、前年度の実績から500万円増の5,000万円を見込んでおります。

5項の鉱産税は100万円の減となっております。

3項の軽自動車税と6項の特別土地保有税につきましては、ほぼ前年度並みの計上でございます。

2款の地方譲与税につきましては、前年度と比して300万増の8,400万円の計上でございます。前年度の交付実績と国の算定を参考に、1項の地方揮発油譲与税を増額したものでございます。

13ページをお願いします。

3款利子割交付金から6款地方消費税交付金までは、地方譲与税と同様、前年度の交付実績と国の算定を参考に計上したものでございます。

7款のゴルフ場利用税につきましては、平成23年度の交付実績を考慮し、2,000万円減の9,000万円を計上したものでございます。

8款の自動車取得税交付金も、平成23年度の交付実績と国の算定を参考に400万円増額の2,100万円の計上でございます。

14ページをお願いします。

9款の地方特例交付金については、前年度に比して2,160万円減の140万円の計上でございます。減収補てん特例交付金でエコカー減税措置の終了、子ども手当の特例交付金の廃止に伴う減額となります。

10款地方交付税につきましては、国の試算を勘案し、本町においては1,600万増の12億4,600万円の計上でございます。内訳としましては、普通交付税が11億6,600万円、特別交付税が8,000万円でございます。

11款の交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の250万の計上でございます。

12款の分担金及び負担金から22ページの21款町債までは、歳出の特定財源のところで説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

97ページ以降に給与明細書ほか、参考資料を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございましたが、議案第20号 平成24年度長南町一般会計予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） ここで議案第20号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は3時10分を予定しております。

（午後 2時52分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

○議長（松崎 勲君） 議案第21号及び議案第22号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第21号 平成24年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の117ページをお願いいたします。

予算編成に当たりましては、被保険者の状況、あるいは過去の給付費の状況から積算計上したところでございます。

本年1月1日現在の加入状況でございますが、一般の被保険者では2,559人、退職被保険者等で225人、総数で2,784人となっております。加入率では30.1%でございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成24年度長南町の国民健康保険特別会計予算でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億5,350万円と定めるも

のでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額でございますが、2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定によりまして歳出予算の各項の経費の金額を流用できることができる場合は、第1号に記載してございますように、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明をさせていただきますので、124ページをお願いいたします。

1款の国民健康保険税につきましては2億9,250万円を見込んだものでございます。前年度と比較いたしまして、マイナス5.8%、1,800万円の減でございます。

なお、この額は平成23年度の保険税本算定後の23年度第1号補正予算における補正後の予算額と同程度となるものでございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税におきましては1,310万円減の2億6,090万円、2目の退職被保険者等国民健康保険税は490万円減の3,160万円を見込んだところでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項1目総務手数料は存目的計上でございます。

次の125ページでございます。

3款の国庫支出金の総額につきましては813万9,000円減の2億7,713万5,000円でございます。内訳でございますが、1項1目の療養給付費等負担金では1,290万円減の2億100万1,000円、国庫負担率の2%引き下げと給付費の減によるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金の4分の1相当の負担率でございまして513万4,000円でございます。

3目特定健康診査等負担金は、対象経費の3分の1負担でございまして129万7,000円でございます。

次の2項1目財政調整交付金でございますが472万5,000円増の6,970万1,000円を見込んでおります。

2目出産育児一時金補助金は、補助の終了によりまして存目的計上、また、3目事業費補助金も存目的計上でございます。

次の4款は、退職被保険者等分に係る療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者の増などによる給付費の増によりまして967万円増の4,720万1,000円を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の各保険者間の加入割合による負担の不均衡を調整するため、支払基金からの交付でございまして、前々年度の精算の関係から5,528万4,000円増の2億9,912万5,000円を見込んでございます。

6款県支出金でございますが934万5,000円減の4,131万1,000円でございます。内訳でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金、次の126ページの2目特定健康診査等負担金は、国分と同額でございます。

2項1目財政調整交付金では962万円減の3,488万円を見込んでおりまして、前期高齢者交付金の増によりまして逆に減となっておりますが、国庫負担の2%引き下げによりまして、この県の財政調整交付金の交付率が7%から2%引き上げとなりまして9%となるものでございます。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円を超える医療費を対象とする事業でございまして、前年度並みの1,490万円を見込んでおります。

また、2目保険財政共同安定化事業交付金は、30万円を超える医療費を対象といたしまして、8万円を超える80万円までの部分を対象とする事業でございまして、2,200万円減の8,790万円を見込んでおります。それぞれ国保団体連合会からの交付でございます。

8款財産収入は、基金の利子でございまして、存目の計上でございます。

次の9款繰入金でございますが352万9,000円増の8,230万8,000円でございます。内訳でございますが、1項1目財政調整基金繰入金は、存目の計上でございます。

2目一般会計繰入金では8,230万7,000円でございまして、1節、2節及び5節につきましては、保険税の均等割、平等割の軽減を基礎とした繰り入れとなってございまして、3節は職員の給与費、4節の助産費等では、支給額1件当たり42万円の3分の2相当の繰り入れでございまして、10件分を見込んでおるものでございます。

次の127ページでございます。

10款繰越金では、前年度の繰越金でございまして1,000万1,000円の計上でございます。

11款諸収入につきましては、延滞金預金利子、第三者納付金等111万7,000円を計上させていただきました。

3項5目雑入では、特定健診の経費を昨年まで一般会計で支弁しておりましたものを国保会計支弁としたことから、受診者の負担金を計上したものでございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げますので、128ページをお願いいたします。

1款総務費の1項1目一般管理費でございますが、前年度並みの2,699万円をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金は、国分の調整交付金及び事業費補助金、その他財源は、一般会計からの職員給与費の繰入金でございます。

主な内容でございますけれども、人件費のほか、12節では保険証の更新のための郵便料等、13節におきましては、次のページとまたがりますが、国保連合会の電算共同処理委託料91万8,000円のほか、国保システム管理料等、14節では高額療養費支給システム使用料63万円ほかをお願いするものでございます。

2目の連合会負担金でございますが、昨年と同額の86万4,000円の計上でございます。

130ページをお願いいたします。

2項1目の賦課徴収費でございますが、納税通知書の印刷製本費のほか、その郵便料及び電算委託料でございまして328万7,000円をお願いするものでございます。

3項1目の運営協議会費につきましては、前年度と同額の26万7,000円でございます。その他財源は、一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。

続きまして、2款保険給付費でございますが、退職被保険者分については、被保険者の増などにより給付費が伸びているものの、一般被保険者分の療養給付費は安定している状況から、前年度と比較し、マイナス0.3%、264万円減の7億8,243万2,000円を見込んだところでございます。

保険給付費全体の特定財源を先に申し上げますと、国・県支出金の2億1,652万1,000円は、療養給付費負担金と財政調整交付金でございます。また、その他財源の4億399万1,000円は、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの保険基盤安定等の繰入金及び助産費繰入金でございます。

なお、退職被保険者等に係るその他財源は、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金ほかでございます。

内訳でございますが、1項1目的一般被保険者療養給付費におきましては、マイナス2%、1,270万円減の6億1,950万円を見込んでおります。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の増などによりまして890万円増の6,610万円を見込んでございます。

次に、3目一般被保険者療養費につきましては610万円、次の131ページでございますが、4目退職被保険者等療養費は100万円、5目審査支払手数料につきましては270万円を見込んでございまして、約5万1,000件の審査支払いを見込んでおるところでございます。

次に、2項高額療養費、1目的一般被保険者高額療養費でございますが、前年度並みの7,270万円を見込んだところでございます。

2目退職被保険者等高額療養費につきましては350万円増の880万円でございます。

3目及び4目の高額介護合算療養費につきましては、それぞれ存目の計上とさせていただきました。

次の3項移送費につきましては、1目的一般被保険者移送費、次の132ページになりますが、2目退職被保険者等移送費とも前年度と同額のそれぞれ4万円の計上でございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、10件分の420万円を見込ませていただきました。

また、5項1目の葬祭費でございますが、前年度と同額の25件分で125万円を見込んだところでございます。続きまして、3款の後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度において現役世代からの支援として、各保険制度から支払基金へ拠出をするものでございまして、1目後期高齢者支援金では8.3%、1,053万5,000円増の1億3,717万6,000円でございます。特定財源の国・県支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と同額の1万3,000円でございます。

次の133ページ、4款の前期高齢者納付金でございます。前期高齢者医療の財政調整に係る納付金でございまして、1目前期高齢者交付金で16万円、2目前期高齢者関係事務費拠出金といしまして1万3,000円を見込んでございます。特定財源の国・県支出金につきましては、療養給付費等負担金、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

次に、5款の老人保健拠出金でございますが、1目老人保健医療費拠出金は存目の計上、2目老人保健事務費拠出金では8,000円の計上でございます。特定財源、その他財源は、前期高齢者交付金でございます。

6款の介護納付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の納付金として支払基金へ納付するものでございますが、9.2%、544万9,000円増の6,478万1,000円の計上でございます。特定財源の国庫支出金は、療養給付費等負担金及び調整交付金でございます。

次の134ページの7款共同事業拠出金につきましては80万円、あるいは30万円を超える医療費を対象として、国保連合会へ拠出するものでございますが、マイナス3.6%、429万4,000円減の1億1,660万4,000円の計上で

ございます。

1目の高額医療費拠出金では前年度並みの2,054万円を、2目のその他共同事業拠出金は存目でございまして、3目の保険財政共同安定化事業拠出金では対象の件数の減少傾向であることから9,606万3,000円を見込んでおります。特定財源の国・県支出金は、高額医療費共同事業負担金、その他財源につきましては、国保連合会からの共同事業交付金ほかでございます。

続きまして、8款の保健事業費でございますが、1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、1,250万2,000円をお願いするものでございます。特定健診の事業費を一般会計へ繰り出しておりましたものを、今年度から国保会計支弁といたしました。主なものは、13節の茂原市長生郡医師会への特定健康診査委託料のほか、特定健康診査及び特定保健指導に係るものでございます。

次の135ページでございますが、2項1目の保健衛生普及費につきましては、広報、リーフレットの作成、また、医療費通知の郵便料で53万4,000円を、2目の疾病予防費につきましては526万3,000円をお願いいたしまして、人間ドックの委託料100名分を見込んでおります。

なお、1,425万2,000円の減につきましては、国保被保険者分の各種がん検診等の経費を一般会計へ繰り出さないこととした関係でございます。特定財源は、国・県支出金が特定健康診査等負担金と財政調整交付金、その他財源は、検診負担金でございます。

9款の基金積立金の100万1,000円は、条例積み立てと基金利息でございます。

10款公債費につきましては、存目の計上でございます。

11款の諸支出金につきましては、保険税の還付金ほか60万3,000円を計上するものでございます。

次の136ページ、12款予備費でございますが、前年度と同額の100万円でございます。

以上、歳入歳出予算の総額を前年度に比較いたしましてマイナス0.5%、530万円減の11億5,350万円とさせていただくものでございます。

137ページからは給与費明細となってございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、議案第22号 平成24年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

147ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されました資格の喪失事務、あるいは保険料、保険料の徴収事務に係る経費等を予算でお願いするものでございます。

後期高齢者の状況でございますが、1月1日現在では1,775人でございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成24年度長南町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,750万円と定めるものでございます。

2項といいたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」に

よるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、152ページをお願いをいたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合の試算に基づきまして本年度6,508万8,000円を見込んだところでございます。前年度に比較いたしまして2%、125万6,000円の増となるところでございます。

なお、保険料率につきましては、千葉県後期高齢者医療連合の条例改正によりまして、均等割額が3万7,400円、所得割率が7.29%で据え置かれ、賦課限度額が5万円引き上げられまして55万円とされました。この保険料率は、平成24、25年度の2年間適用されるものでございます。

2款の繰入金でございますが、前年度並みの2,993万4,000円を見込んだところでございます。

1節の保険基盤安定繰入金は、低所得者分の保険料軽減に対しての補てん分でございまして、4分の3が県、残りの4分の1を町が負担をいたしまして、一般会計から2,865万3,000円を繰り入れするものでございます。

2節の事務費繰入金で128万円を、また、3節人間ドック助成金は、雑入のほうで広域連合からの長寿健康増進事業補助金を見込んだことで存目の計上とさせていただきました。

続きまして、3款の繰越金といたしまして99万7,000円の計上でございます。

4款の諸収入でございますが、広域連合からの保険料の還付金、雑入では賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金で148万1,000円の計上でございます。

続きまして、153ページの歳出でございます。

1款総務費におきましては、182万2,000円をお願いするところでございます。年齢到達者への保険証の郵送料のほか、システム使用料等でございます。

2項1目の徴収費につきましては155万7,000円をお願いするものでございます。保険料の徴収事務に係ります電算処理委託料のほか、納入通知書の郵便料等でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの事務費繰入金と広域連合からの事務費補助でございます。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金におきましては9,424万円を見込んだところでございます。納入されました保険料と保険基盤安定負担金を合わせまして広域連合へ納付するものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款の保健事業費では、人間ドックの委託料として83万6,000円をお願いするものでございまして、17件分を見込んでおります。特定、その他財源は、一般会計からの人間ドック助成繰り入れと長寿健康増進事業補助金等でございます。

次の4款諸支出金は、154ページにまたがりますが、保険料の還付金等で10万2,000円を計上させていただきました。特定財源のその他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

2項1目の一般会計繰出金は、存目の計上でございます。

5款の予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

以上、歳入歳出予算の総額を前年度に比較いたしまして1.6%、150万円増の9,750万円とさせていただくものでございます。

以上が議案第21号及び第22号の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして

ご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第21号及び議案第22号の内容の説明は終わりました。

議案第23号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

[保健福祉室長 石橋弘道君登壇]

○保健福祉室長（石橋弘道君） それでは、議案第23号 平成24年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてご説明させていただきます。

157ページをお開きください。

まず、本年1月1日現在の状況でございますけれども、65歳以上の第1被保険者数は2,968名でございます。高齢化率は32.1%となっております。介護認定者数は509名、このうち89.8%に当たります457名の方が何らかの介護サービスを利用されております。内訳でございますけれども、居宅介護サービスを利用されている方は297名、施設介護サービスを利用されている方が137名、地域密着型介護サービスを利用されている方が23名となっております。

平成24年度は、第5期介護保険事業計画の初年度でありまして、平成26年度までの3年間が第5期となります。議案第10号でご提案させていただきましたけれども、第5期における65歳以上の1号被保険者の保険料は、これらの状況をもとにいたしまして介護認定者の推計、あるいは保険給付費の必要量を見込みまして算出したところでございます。あわせて本年度予算の編成をしたところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成24年長南町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億920万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、第1号に記載してございますように保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明させていただきたいと思いますので、166ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、本年度1,110万7,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、人件費のほか、介護保険の電算システム使用料でございます。職員1名と臨時職員の減により、前年度に対しまして950万2,000円の減となるところでございます。特定財源のその他財源につきましては、一般会計からの運営費の繰入金でございます。

2項1目賦課徴収費につきましては110万5,000円をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、保険料通知のための郵便料、13節委託料につきましては、電算処理委託料をお願いするものでございます。特定財源のその他財源につきましては、一般会計からの運営費の繰入金でござい

ます。

次のページ、3項1目の認定調査等費でございますが747万7,000円をお願いするものでございます。認定調査等費の主なものといたしましては、7節賃金といたしまして、調査員の賃金をお願いしてございます。また、12節の役務費におきましては、主治医意見書の作成手数料、それから、19節負担金におきましては、認定審査会の経費をそれぞれお願いするところでございます。特定財源のその他財源につきましては、同様に一般会計からの運営費の繰入金でございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の伸びなどを勘案いたしまして必要量を見込んだものでございまして、全体では1.3%、1,283万8,000円増の10億2,540万8,000円を見込んだところでございます。

保険給付費の全体の特定財源につきましては、国・県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で4億1,529万2,000円、また、4億4,615万3,000円のその他財源につきましては、支払基金からの交付金、それと一般会計からの介護給付費の繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次の168ページをお願いします。

保険給付費の内容でございますけれども、1目の居宅介護サービス給付費につきましては8.8%、2,870万2,000円増の3億5,527万1,000円を見込んでございます。

2目の地域密着型介護サービス給付費につきましては1,123万1,000円増の8,483万円を、3目の施設介護サービス給付費では4,654万6,000円減の4億3,314万6,000円をそれぞれ見込んだところでございます。

また、4目居宅介護福祉用具購入費では150万円、5目居宅介護住宅改修費では300万円、6目居宅介護サービス計画給付費につきましては3,973万3,000円をそれぞれ計上させていただいたところでございます。

2項の介護予防サービス等諸費でございますけれども、要支援に認定された方の給付といたしまして、次のページの1目の介護予防サービス給付費で2,196万3,000円、2目の地域密着型介護予防サービス費は、存目的計上でございます。

3目の介護予防福祉用具購入費では20万円、4目の介護予防住宅改修費で40万円、5目介護予防サービス計画給付費では647件分で274万5,000円をそれぞれ計上させていただきました。

次の3項1目審査支払手数料でございますけれども、これは国保連合会への審査支払手数料でございまして1,060件分、76万4,000円を見込んでございます。1件当たりの審査手数料が昨年より5円減額の60円となったところでございます。

続きまして、4項1目高額介護サービス費でございますが2,343万4,000円をお願いするものでございます。これは、利用者の負担は1割でございますが、利用者負担が一定額を超えた場合に給付するものでございまして、163件分を予定してございます。

次のページをお願いします。

5項1目高額医療合算介護サービス費でございますが300万円をお願いするものでございます。これは、医療費と介護保険の両方の個人負担分を合算いたしまして、一定額を超えた部分を給付し、利用者負担を軽減するものでございます。

6項1目特定入所者介護サービス費でございますが5,503万5,000円をお願いするものでございます。これは、低所得の方の負担を軽減するため、食費や居住費に負担限度額を設けて、それを超えた部分を給付するもので

ございまして、139件分を見込んでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費でございますが38万6,000円で、要支援の方、1人分を見込んでございます。

次の3款基金積立金につきましては5,000万1,000円で、第5期介護保険事業における65歳以上の1号被保険者の保険料の急激な値上げを抑制するため、一般会計からの繰入金を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費でございますが、次のページにまたがっておりますけれども、1項1目の介護予防事業費につきましては452万6,000円をお願いするものでございます。特定財源の国・県支出金につきましては、地域支援事業交付金、その他財源は、支払基金からの地域支援事業交付金、また、一般会計からの地域支援事業の繰入金でございます。

主な内容でございますけれども、健康づくり高齢者把握事業といたしまして、12節で生活機能のチェックリストを郵送するための郵便料を、それから、13節委託料におきましては、そのチェックリストの作成費と通所型介護予防事業といたしまして、はつらつ元気教室及びはつらつ元気教室の卒業生を対象としました、元気高齢者運動教室の経費でございます。

次の2項1目包括的支援事業等費につきましては852万3,000円をお願いするものでございます。特定財源ですけれども、国・県支出金につきましては、地域支援事業の交付金、その他財源は、一般会計からの地域支援事業の繰入金でございます。

主な内容でございますけれども、包括支援センターの運営に係ります人件費のほか、次の172ページになりますが、14節使用料におきましては、給付管理を行うための運営管理システムの使用料でございます。

次の5款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては5万円で、保険料の還付金でございます。

2目第1号被保険者保険料還付金加算金と3目償還金につきましては、存目の計上とさせていただきます。

2項1目一般会計繰出金につきましても、存目の計上とさせていただきます。

6款の予備費でございますが、前年度と同額の100万円でございます。

次の174ページ以降につきましては、給与費等、参考資料を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳入でございますけれども、戻りまして163ページをお願いします。

1款保険料でございますが、前年度比19.4%、2,711万9,000円増の1億6,655万円を見込んだところでございます。本年度は第5期介護保険事業計画の初年度となりまして、一般会計からの繰り入れによりまして、基準となります保険料の年額は5万7,600円で、月額では4,800円とさせていただくところでございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、存目の計上でございます。

3款の国庫支出金から、次のページの6款財産収入と7款寄附金を除きまして8款繰入金までは、歳出の特定財源でご説明を申し上げましたので省略をさせていただきたいと思いますけれども、8款2項基金繰入金を除きまして、それぞれ法定による負担区分によりまして計上をさせていただくものでございます。

6款の財産収入、7款の寄附金につきましては、存目の計上でございます。

8款2項1目の介護給付費準備基金繰入金の1,283万8,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んだものでございます。

9款の繰越金でございますけれども、前年度繰越金といたしまして100万円を予定したものでございます。

10款の諸収入につきましては、次のページにまたがりますけれども、3項4目の雑入では、介護予防事業の利用料として28万8,000円と財政安定化基金拠出金として、平成12年度から平成20年度まで千葉県に積み立てをしました額の約71%を市町村へ返還してくれるということで、このたび776万7,000円を計上したものでございます。

以上が平成24年度長南町介護保険特別会計予算の内容でございます。大変雑駁な説明でしたけれども、よろしくご審議賜りますよう、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第23号の内容の説明は終わりました。

議案第24号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） 続きまして、議案第24号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、霊園事業の概要についてご説明をいたします。

笠森霊園につきましては、事業を開始して以来、33年が経過し、現在適正な管理運営に努めているところでございます。昨年度、墓所使用者の利便性、安全性の向上を図るため、墓所通路の暗渠排水設置工事、道路側溝の排水路改修工事を実施させていただきました。本年度につきましても、施設整備を進めるため、墓所通路の暗渠排水設置工事、管理棟身障者トイレの自動ドア改修工事等を計画させていただいております。また、昨年度からの返還墓所の減少により事業収入が減少傾向にあることから、より一層の効率的な事業運営に努めてまいります。

それでは、内容に入らせていただきます。

183ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,270万円と定めさせていただきます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出よりご説明をさせていただきますので、189ページをお開きいただきたいと存じます。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございます。人件費では職員2名と嘱託非常勤職員1名の給与、賃金等を計上させていただいております。11節需用費では、公用車の燃料、整備代、管理棟の光熱費等285万8,000円を計上させていただきました。

次の190ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、園内清掃委託といたしまして、昨年と同額の1,300万円を、また、墓所管理料の電算処理委託196万3,000円、自動ドアの保守点検委託16万8,000円などを計上させていただきました。

次の191ページをお願いします。

28節繰出金につきましては、前年度同額の1,200万円を計上させていただいております。

2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、13節委託料238万5,000円では、毎年行っております芝墓所の専門業者による除草剤散布委託と今年度も芝の傷みがあることから、肥料や目土などを施す更新管理委託を計上させていただいております。

また、15節工事請負費では、墓所通路の排水処理のため、暗渠配水管の設置工事、管理棟身障者トイレの自動ドア交換工事等502万円をお願いしております。

3款1項公債費、4款1項予備費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入でございますが、188ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款事業収入、1項1目墓所使用料でございます。913万4,000円、40区画分の墓所永代使用料を見込ませていただいております。園内全体での区画数9,280区画のうち9,221区画が既に使用許可済みであり、率にいたしますと99.4%の状況でございます。返還墓所が減少傾向にあることなどから、23年度の実績での区画数とさせていただいております。

次に、2款財産収入、3款寄附金につきましては、前年度と同額での予算計上でございます。

4款の繰入金でございますが、本年度、墓所の施設整備と管理棟の改修工事等を計画させていただいておりますので、財政調整基金より1,361万9,000円を充てさせていただいております。

次に、5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度と同額での計上とさせていただいております。

以上、歳入歳出合計6,270万円をお願いするものでございます。

なお、192ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、議案第24号 平成24年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第24号の内容の説明は終わりました。

議案第25号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、野口喜正君。

〔産業振興室長 野口喜正君登壇〕

○産業振興室長（野口喜正君） 議案第25号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、農業集落排水事業を実施している3地区の平成24年度1月末現在の接続率の状況等についてご報告をさせていただきたいと存じます。

まず、豊栄東部地区でございますが、加入戸数が353戸、うち接続戸数が273戸、接続率につきましては77.3%でございます。芝原地区につきましては、加入戸数360戸、うち接続戸数319戸、88.6%でございます。

また、給田地区につきましては、加入戸数353戸、うち接続戸数250でございます。接続率は70.8%でございます。3地区合計でございますけれども、加入戸数が1,066戸、うち接続戸数842戸、接続率につきましては79%

という状況でございます。

それでは、内容に入らせていただきますけれども、201ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計の予算でございますが、第1条により、歳入歳出予算の総額は2億3,600万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、最高額は2,000万円と定めたものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明させていただきますので、207ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費でございますが674万円をお願いするものでございます。この内容につきましては、2節、3節、4節は職員の人事費関係でございます。

11節需用費につきましては43万5,000円、12節役務費につきましては47万8,000円について、事務的経費でございます。

13節委託料では、施設使用料システムの保守点検委託料として10万5,000円を計上させていただいております。

また、19節負担金補助及び交付金は、総合事務組合負担金で63万6,000円と、また、千葉県農業集落排水協議会会費として1万6,000円でございます。

27節公課費は、重量税と消費税でございます。

続きまして、208ページをお開きいただきたいと存じます。

2款事業費につきましては、1項1目施設管理費でございますが6,461万5,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、11節需用費から13節委託料までは処理場施設等、中継ポンプ等の維持管理費が主な内容でございます。

なお、委託料中の圈央道に伴う排水管移設工事の実施設計及び施工監理業務委託料として273万円を計上させていただいたところでございます。

15節工事請負費につきましては、管路施設維持工事費としまして200万、圈央道工事に伴います排水管移設工事といたしまして2,457万円をお願いするものでございます。

16節につきましては、原材料費で補修用資材購入費でございます。

3款公債費でございますが、1項1目元金につきましては1億1,460万4,000円、2目利子につきましては4,904万1,000円で、合わせまして1億6,364万5,000円を計上させていただきました。これは、財政融資資金が12件、また、公営企業資金が23件分の償還でございます。

4款予備費につきましては、前年度同額をお願いしたところでございます。

次に、歳入でございますけれども、206ページにお戻り願いたいと存じます。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金でございますけれども、前年と同額の84万円で、新規加入といたしまして2件分の分担金を見込みさせていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが4,145万9,000円で、前年度より10万円の増でございますが、接続率を考慮したものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが1億6,500万円で、前年度同額をお願いするものでございます。これにつきましては、公債費が昨年と同額によるものでございます。

4款1項1目の繰越金でございますが、前年同額の100万円を計上させていただくものでございます。

5款諸収入、1項1目預金利子につきましては、存目的計上でございます。

2項1目雑入としまして2,770万円の計上でございますが、圈央道工事に伴う移設管補償費と指定工事店及び責任技術者証更新の手数料でございます。

歳入歳出合計でそれぞれ2億3,600万円をお願いするものでございます。

なお、210ページ以降の給与明細につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第25号 平成24年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。大変難解な説明でございましたが、ご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第25号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は4時20分を予定しております。

（午後 4時08分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時20分）

○議長（松崎 熱君） 議案第26号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、議案第26号 平成24年度長南町ガス事業会計の内容についてご説明させていただきます。

別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

1ページをごらんください。

第1条では、平成24年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございます。（1）供給戸数は4,626戸、（2）年間供給量は888万立方メートルを見込んでおります。（3）1日の平均供給量は2万4,329立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただくものでございます。

まず、収入でございます。

1款ガス事業収益6億3,755万5,000円、前年度予算と比較しますと8,340万5,000円の増となっております。

なお、各項目につきましては、後ほど予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は6億3,588万6,000円、前年度と比較しますと8,224万3,000円の増となっております。

同じく各項の項目につきましては、後ほど説明させていただきます。

2ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億5,464万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,404万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額798万3,000円、建設改良積立金2,261万5,000円で補てんするものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入6,500万8,000円でございます。前年度予算と比較しますと330万円の増となっております。1項、2項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出2億1,964万9,000円でございます。前年度と比較しますと2,316万6,000円の増となっております。

次に、5条企業債でございますが、起債の目的は本支管整備事業で、限度額は5,000万円を予定しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載したとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

一時借入金でございます。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

次に、7条、予定支出の各項の費用の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めさせていただきます。（1）として、売上原価、供給販売費、一般管理費、営業雑費用、営業外費用。（2）として、建設改良費、企業債償還金とさせていただきます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与費7,085万8,000円とさせていただきます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

平成24年度予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに、収入でございます。

1款ガス事業収益の予定額は6億3,755万5,000円とさせていただきます。

1項1目ガス売り上げでございますが6億1,839万3,000円、前年度に比較して8,103万5,000円の増でございます。販売見込み量として888万立方メートルを見込んでおりまして、一般家庭用、商工業用などの小口供給部門では、景気の低迷による使用量の伸びは見込めないことから、前年度より24万立方メートルの減少を見込んでおります。大口供給分は、工業団地内の企業、株式会社酒悦と、新たに大口供給予定の株式会社佐久間を見込んで、前年度より170万立方メートル増を見込んでおります。

2項1目受注工事収益は1,794万1,000円で、内管工事費138件分を見込んでおります。

2目器具販売収益は10万4,000円で、ガス漏れ警報器10台分を見込んでおります。

3項1目受取利息3,000円、2目雑収入として111万4,000円、他工事での破損修理工事を見込んでおります。

次に、支出でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出の内容でございます。

1款ガス事業費用の予定額は6億3,588万6,000円でございます。1項1目ガス売上原価は3億5,758万円で、916万2,000立方メートル分の原ガス購入費でございます。前年度と比較しますと5,776万2,000円の増、購入量で148万立方メートル増となっております。

続いて、2項供給販売費でございますが1億8,897万6,000円、前年度と比較しまして966万5,000円の増となっております。

内容は、2目から8目までは職員の人事費でございます。

9目修繕費829万円、20目委託作業費2,153万7,000円は、保安規程に基づく各家庭の消費機器調査、導管検査、メーター検針業務委託、検満によりますメーター器交換等の委託費用でございまして、前年度と比較しまして310万9,000円の増となっております。

続いて、27目固定資産除却費348万7,000円、これはガスマーター器及び導管の除却費でございます。

30目減価償却費1億2,055万6,000円、前年度と比較して79万7,000円の増となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

3項一般管理費でございます。予定額4,756万3,000円でございます。主な内容は、2目から9目まで職員人件費、4人分、そのほか19目の賃借料912万4,000円は、電算システム及びガス料金システムの賃借料でございます。

4項営業雑費用は2,150万円でございます。

1目受注工事費用1,680万1,000円は、内管工事費で138件分の経費を見込んでおります。

3目から6目までは職員の人事費でございます。

5項営業外費用1,026万7,000円でございます。

1目は企業債利息948万5,000円、2目消費税58万2,000円、雑支出20万円を見込んでおります。

6項予備費につきましては、昨年同様1,000万円を予定しております。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入の予定額6,500万8,000円でございます。

1項1目企業債5,000万円は、昨年と同額でございまして、本支管の白ガス管改善工事費用に充当するための借り入れを予定しております。

2項1目工事負担金1,500万8,000円は、新規加入に伴う負担金、圏央道関係の移設補償工事の負担金を見込んでおります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の予定額は2億1,964万9,000円でございます。

1項1目工事費1億3,568万2,000円、内容は白ガス管改善工事、供給管取り出し工事でございます。本年度

は、24年度は、白ガス管入れかえ工事として14路線、4,100メートルを予定しております。

2目固定資産購入費1,613万9,000円、検満によりますメーター器の購入を予定しております。

3目工事負担金2,724万8,000円、県道、町道の舗装本復旧工事の負担金であります。

4目以降は職員の人事費でございます。

2項1目企業債償還金は24万円の増、2,791万7,000円で、財務省資本金14本、公営企業金融機構資金9本の元金の償還金でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

資金計画でございます。受け入れ資金の合計は、当年度予定額9億485万7,000円、支払い資金の合計は7億5,067万4,000円を予定しております、差し引き本年度末での現金は1億5,418万3,000円の見込みとさせていただいております。

なお、支払い資金の5、修繕引当金3,500万円は、24年度に睦沢町のガスフォルダーの10年ごとに行う法定開放検査に充てるため、修繕引当金を取り崩すものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。24年4月から25年3月末までの1年間のガス事業の経営成績を税抜きであらわしたものでございます。

右側になりますけれども、経常利益216万1,000円を計上させていただいております。前年度からの繰越利益剰余金4,906万7,000円を合わせまして5,122万8,000円の当年度未処分利益剰余金としております。

続いて、10ページをお願いいたします。

24年度の予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状況を明らかにするため、25年3月31日時点において保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動負債を合わせまして、一番下の二重線、41億558万1,000円となります。

次の表、11ページになりますけれども、負債の部では、3、固定負債、(1)引当金2,640万7,000円、これはガスフォルダー等の10年ごとの法定開放検査の費用を積み立てておくものでございます。

4の流動負債と合わせた負債合計が8,780万5,000円となります。

次に、資本の部になりますが、5、資本金、6、剰余金の合計が資本合計となりまして40億1,777万6,000円、一番下の二重線、負債資本合計が41億558万1,000円となっておりまして、先ほどの資産の部と金額が一致しております。

続いて、12ページから16ページまでは給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

また、17ページは債務負担行為に関する調書でございます。

18ページ以降につきましては、参考資料として予算の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。これにつきましても後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でしたが、24年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審

議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第26号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第26号までの内容の説明は終わりました。

◎日程の追加

○議長（松崎 勲君） ここで皆様にご報告いたします。

本日、休憩中に町長から追加議案3件が提出されました。これに伴い、議会運営委員会を開催し、追加日程の取り扱いについて審査を行った結果、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りします。

追加議案3件について本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

このまましばらく休憩します。

（午後 4時37分）

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 4時38分）

◎議案第27号～議案第29号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 追加日程第1、議案第27号 長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてから追加日程第3、議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 大変お疲れのところ申しわけございません。それでは、よろしくお願いしたいと思います。

ただいま追加議案として3件の条例改正を提案させていただくことになりました。いずれも県からの指導により、平成23年度中に改正しなければならない条例であり、追加をお願いするものでございます。

それでは、議案第27号 長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第27号 長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行によ

り、社会教育法の一部改正が行われることになり、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を改正するものでございます。

次に、議案第28号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これも地域主権一括法の施行により、公営住宅法が改正となり、町営住宅の入居者資格などを改正するものでございます。

次に、議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、一部を改正する条例という言葉が2回出てきますが、条例の附則を改正する場合には、このような表現を使うものでございます。内容的には、高額治療継続者にかかる所得制限の適用除外措置を平成27年3月31日まで延長するものでございます。

以上、議案第27号から議案第29号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当室長から説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決くださるよう、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎 熱君） ここで提案理由の説明は終わりました。

議案第27号の内容の説明を求めます。

生涯学習室長、白井和一君。

[生涯学習室長 白井和一君登壇]

○生涯学習室長（白井和一君） それでは、議案第27号 長南町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げましたので、早速内容に入らせていただきます。

改めまして、参考資料をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。

参考資料1ページの資料の中に、一番下の段にあります、中央の「公民館運営協議会委員」は「公民館運営審議員」でございますので、誠に申しわけありませんが、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、条例改正につきましてご説明申し上げます。

参考資料の改正案をごらんいただきたいと思います。

第1条中、第207号の次に、「以下、法という」を加えます。

第3条中、「社会教育法」を「法」に改めます。

第4条第1項中、「社会教育法」を「法」に改め、同条第3項中、「審議会の」を削り、「法第30条第1項」を「第2項」に改め、「同項」を「同条第4項」とし、同条第2項中「審議会の委員」を「委員の定数」に改め、「同項」を「同条第3項」とし、同条第1項の次に次の1項を加えるものです。

2項、審議会の委員、「以下、委員という」は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するというふうに改正するものでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、雑駁でございましたけれども、長南町公民館条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げました。

ご審議賜り、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第27号の説明は終わりました。

議案第28号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第28号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容のご説明をいたします。

追加議案書の3ページをお開きください。

長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次のページ4ページをごらんいただきたいと思います。

長南町町営住宅管理条例、平成9年長南町条例第6号の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行により、公営住宅法施行令の入居資格等が改正されたことに伴いまして、条例を改正するものでございます。これまでの公営住宅法では、同居の親族がいることが入居資格となっており、原則単身者の入居は認められておりませんでした。今回の改正で同居親族要件が廃止されることになりましたが、改正法の趣旨は、国から地方自治体への権限移譲が目的であり、同居親族要件を廃止するかどうかは自治体の判断にゆだねられたところでございます。

本町におきましては、今までどおり同居親族要件を現行どおり維持しようとするもので、なおかつ改正法に伴う字句等の改正をお願いするものでございます。

この内容でございますけれども、追加議案の参考資料2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第4条、法の例外ですが、第3号中、「町営住宅建てかえ事業による」を「の施行に伴う」に改め、同条第4号中、「第59条の規定に基づく」を「第59条の規定による」に、また、「第5項の規定に基づく」を「第5項の規定による」に改めますのは、条例を政令の表現に合わせるものでございます。

また、住宅街区整備事業の次に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業」を加えますのは、今回の一括法で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条が改正になったことによるものでございます。

同条第5号中、「執行」を「施行」に改めますのは、条例を政令の表現に合わせるものでございます。

第5条、入居の資格ですが、第1項中、「令第6条第1項で定める」ものを「規則で定める」に改めますのは、これまで同居親族要件が不要とされるものは公営住宅法施行令で定めるものとして政令を引用してまいりましたが、政令第6条第1項が廃止となったため、これを条例で定め、規則に委任することといたしました。

次の3ページをお願いいたします。

同条第2項イは入居収入基準の額について現在引用している政令第6条第4項、第5項が改正になりましたが、1年間の経過措置があるため基準額を決定するまでは改正前の政令を旧令とし、そのまま引用することを規定するものでございます。

また、同号ロに「または法第8条第1項を各項のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合」を加えますのは、県条例を参考

とし、地震災害発生に対処するためのものでございます。

同号ハの「令第6条第5項第3号」を「旧令第6条第5項第3号」に改めますのは、旧令を引用するためのものでございます。

次に、同条に第2項及び第3項を加えますのは、常時介護が必要な者の入居者資格については関係者に調査をする必要が生じましたので、このため個人情報の収集が必要となりますので、条例措置をさせていただきました。

第6条、入居者資格の特例ですが、第1項中、次の4ページをお願いいたします。「前条各号」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中、「前第2号ロ」を「前条第1項第2号ロ」に、「同条第2号、第3号及び第5号」を「同項第2号及び第3号」に改めますのは、入居後に暴力団員となった者が用途廃止等に伴い、他の町営住宅の申し込みをした場合、暴力団員ではないものとみなす規定になっていたため、規定の整備を図るものでございます。

第28条、収入超過者等に関する認定ですが、第1項中、「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改めますのは、今回の改正により条項が追加されたことに伴い改正するものでございます。

附則といいたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第28号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第28号の内容の説明は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（松崎 熱君） 本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○議長（松崎 熱君） 議案第29号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

[保健福祉室長 石橋弘道君登壇]

○保健福祉室長（石橋弘道君） 議案第29号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明をさせていただきます。

追加議案書の6ページをお願いします。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次のページをお願いします。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、平成20年長南町条例第9号の一部を次のように改正するものでございます。

附則第3号中、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものでございます。この内容でございますけれども、追加議案の参考資料の新旧対照表をごらんください。

一番最後、5ページになります。

右側の現行の欄の3項をごらんください。この条例の施行日から平成24年3月31日までの間における改正後の第3条第2項の規定の適用については、同条中、「受給権者としない」とあるのは、「受給権者としない」。ただし、当該受給権者が障害者自立支援法施行令、平成18年政令第10号第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当する者の場合は、この限りでないとする」ということで規定されています。この中で、「第3条第2項の規定の適用については」とありますが、この規定は、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の第3条第2項において、重度心身障害者または家族を合算した町民税の所得割の合算額が23万5,000円を超える場合は、医療費の助成対象としないと規定されておりますけれども、高額治療継続者につきましては町民税の所得割の合算額が23万5,000円を超えている場合でも、医療費助成の対象となることを定めているものでございます。

ここでいう、高額治療継続者というのは、どういう方かと申しますと、障害者手帳の1級、2級を持っている方と療育手帳のAの2までを持っている方で、なおかつ、そういう手帳を持っている中で人工透析を受けている方やエイズの治療などをされている方が高額治療継続者ということになります。

左の改正案の第3項に、平成27年3月31日となっておりますけれども、平成24年3月31日から3年間、この高額治療継続者に対する規定を延長することによる改正でございます。

追加議案書の7ページにお戻りください。

附則といしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。雑駁な説明でございましたけれども、ご審議賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第29号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第27号から議案第29号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第1、議案第1号から日程第26、議案第26号まで並びに追加日程第1、議案第27号から追加日程第3、議案第29号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号から日程第26、議案第26号まで並びに追加日程第1、議案第27号から追加日程第3、議案第29号までについては、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日3月1日は所管事務調査等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

明日3月1日は所管事務調査等のため休会することに決定いたしました。

3月2日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後 5時00分）